

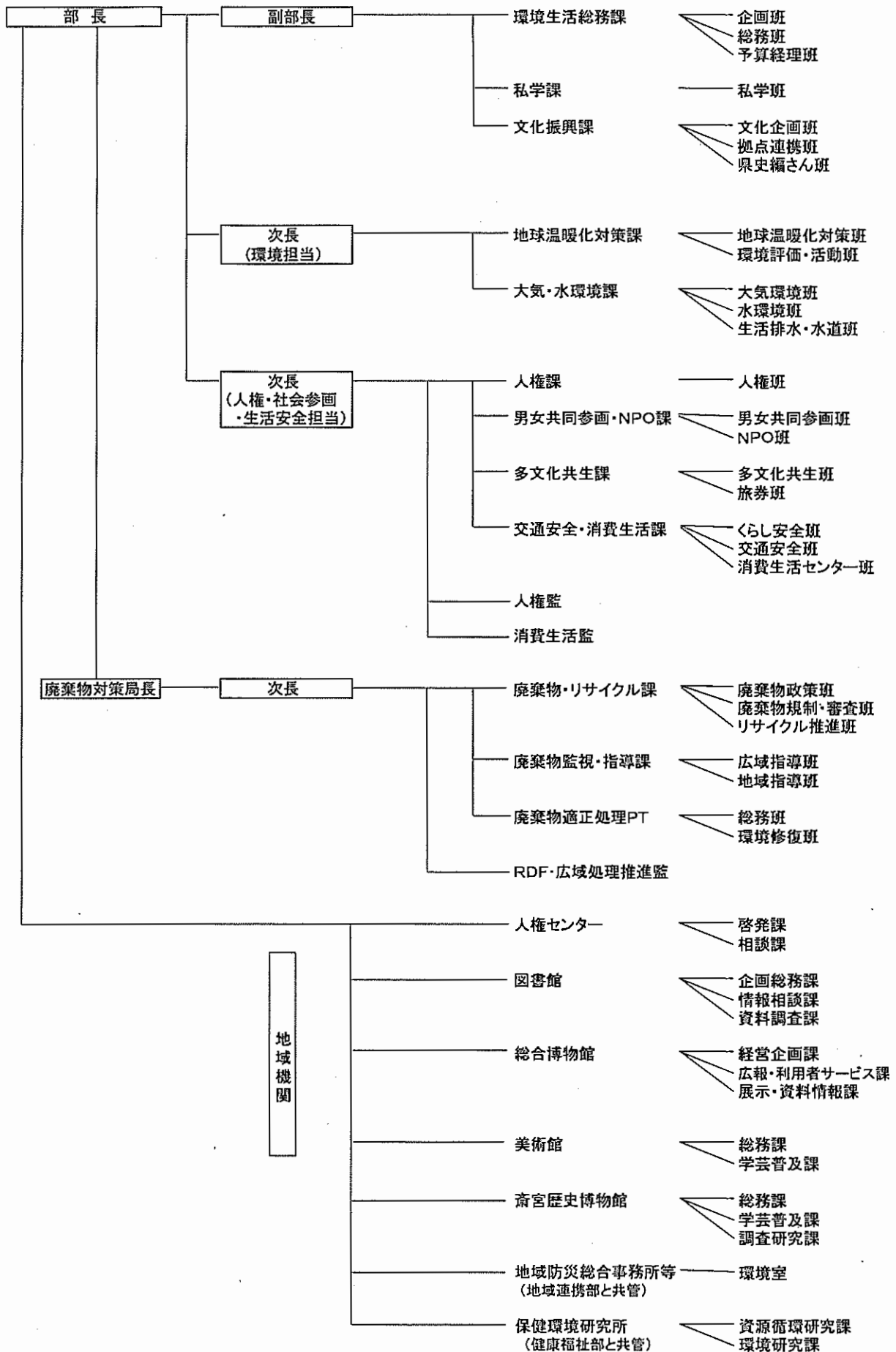
# 平成 27 年度 環境生活農林水産常任委員会 説明資料 (所管事項説明)

I	平成 27 年度 環境生活部の組織	1
II	平成 27 年度 当初予算（環境生活部関係）	2
III	主要施策	
1	私学教育の振興について	5
2	文化・生涯学習の振興について	11
3	三重県総合博物館（M i e M u）について	14
4	人権施策の総合的な推進について	21
5	男女共同参画社会の実現に向けた取組について	24
6	N P O の参画による地域社会づくりの推進について	29
7	多文化共生社会づくりの推進について	32
8	交通安全対策の推進について	36
9	安全で安心なまちづくりの推進について	40
10	消費生活の安全の確保について	42
11	地球温暖化対策について	48
12	大気・水環境の保全について	52
13	三重県廃棄物処理計画の策定について	59
14	「ごみゼロ社会」の実現について	63
15	R D F 焼却・発電事業について	66
16	災害廃棄物処理計画について	73
17	産業廃棄物の監視・指導状況について	76
18	産業廃棄物の不適正処理事案の対応について	79

別冊 事務事業概要

平成 27 年 5 月 25 日  
環境生活部

# I 平成27年度 環境生活部の組織



## Ⅱ 平成27年度 当初予算(環境生活部関係)

■一般会計

(単位:千円)

施策番号	施策	H27年度当初予算額			H26年度当初予算額			差引増減額		対 比	
		当初	2月補正	2月補正 含みベース	当初	2月補正	2月補正 含みベース	当初	2月補正 含みベース	当初	2月補正 含みベース
132	交通安全のまちづくり	67,092		67,092	113,928		113,928	▲ 46,836	▲ 46,836	58.9 %	58.9 %
133	消費生活の安全の確保	63,085	30,817	93,902	149,311	23,442	172,753	▲ 86,226	▲ 78,851	42.3 %	54.4 %
151	地球温暖化対策の推進	394,900		394,900	377,999		377,999	16,901	16,901	104.5 %	104.5 %
152	廃棄物総合対策の推進	4,022,848		4,022,848	3,052,438		3,052,438	970,410	970,410	131.8 %	131.8 %
154	大気・水環境の保全	526,396	32,222	558,618	623,706		623,706	▲ 97,310	▲ 65,088	84.4 %	89.6 %
211	人権が尊重される社会づくり	504,697		504,697	540,707		540,707	▲ 36,010	▲ 36,010	93.3 %	93.3 %
212	男女共同参画の社会づくり	22,448	24,252	46,700	12,578	1,588	14,166	9,870	32,534	178.5 %	329.7 %
213	多文化共生社会づくり	99,534		99,534	102,335		102,335	▲ 2,801	▲ 2,801	97.3 %	97.3 %
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	70,434		70,434	68,803		68,803	1,631	1,631	102.4 %	102.4 %
261	文化の振興	1,700,364	9,100	1,709,464	1,324,447		1,324,447	375,917	385,017	128.4 %	129.1 %
262	生涯学習の振興	1,072,366	44,240	1,116,606	913,525		913,525	158,841	203,081	117.4 %	122.2 %
当部主担当施策 計		8,544,164	140,631	8,684,795	7,279,777	25,030	7,304,807	1,264,387	1,379,988	117.4 %	118.9 %
131	犯罪に強いまちづくり	1,273		1,273	1,654		1,654	▲ 381	▲ 381	77.0 %	77.0 %
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	579		579	578		578	1	1	100.2 %	100.2 %
153	自然環境の保全と活用	1,758		1,758	1,944		1,944	▲ 186	▲ 186	90.4 %	90.4 %
221	学力の向上	5,207,543		5,207,543	7,121,932		7,121,932	▲ 1,914,389	▲ 1,914,389	73.1 %	73.1 %
343	国際戦略の推進	82,087		82,087	81,136		81,136	951	951	101.2 %	101.2 %
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,126,895		1,126,895	1,261,647		1,261,647	▲ 134,752	▲ 134,752	89.3 %	89.3 %
他部主担当施策 計		6,420,135	0	6,420,135	8,468,891	0	8,468,891	▲ 2,048,756	▲ 2,048,756	75.8 %	75.8 %
人件費等		2,602,063		2,602,063	2,655,519		2,655,519	▲ 53,456	▲ 53,456	98.0 %	98.0 %
合 計		17,566,362	140,631	17,706,993	18,404,187	25,030	18,429,217	▲ 837,825	▲ 722,224	95.4 %	96.1 %

(参考) 政策体系一覧

みえ県民力ビジョン 行動計画

※ 網掛け: 環境生活部が担当当部署の施策

政 策	施 策
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
1 危機管理	111 防災・減災対策の推進
	112 治山・治水・海岸保全の推進
	113 食の安全・安心の確保
	114 感染症の予防と体制の整備
2 命を守る	121 医師確保と医療体制の整備
	122 がん対策の推進
	123 こころと身体への健康対策の推進
3 暮らしを守る	131 犯罪に強いまちづくり
	132 交通安全のまちづくり
	133 消費生活の安全の確保
	134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保
4 共生の福祉社会	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実
	142 障がい者の自立と共生
	143 支え合いの福祉社会づくり
5 環境を守る持続可能な社会	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

政 策	施 策
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり
	212 男女共同参画の社会づくり
	213 多文化共生社会づくり
	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり
2 教育の充実	221 学力の向上 ※基本事業22105 私学教育の振興
	222 地域に開かれた学校づくり
	223 特別支援教育の充実
	224 学校における防災教育・防災対策の推進
3 子どもの育ちと子育て	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
	232 子育て支援策の推進
	233 児童虐待の防止と社会的養護の推進
4 スポーツの推進	241 学校スポーツと地域スポーツの推進
	242 競技スポーツの推進
5 地域との連携	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 「美し国おこし・三重」の新たな推進
	254 農山漁村の振興
	255 市町との連携による地域活性化
6 文化と学び	261 文化の振興
	262 生涯学習の振興

政 策	施 策
Ⅲ 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	
1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションの促進
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
2 強じんて多様な産業	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
	322 ものづくり三重の推進
	323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興
	324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興
	325 新しいエネルギー社会の構築
3 雇用の確保	331 雇用への支援と職業能力開発
	332 働き続けることができる環境づくり
4 世界に開かれた三重	341 三重県営業本部の展開
	342 観光産業の振興
	343 国際戦略の推進
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進
	352 公共交通網の整備
	353 快適な住まいまちづくり
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

施策の推進を支えるために	
行政運営	1 「みえ県民ビジョン」の推進
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
	4 適正な会計事務の確保
	5 市町との連携の強化
	6 広聴広報の充実
	7 IT利活用の推進
	8 公共事業推進の支援

### Ⅲ 主要施策

#### 1 私学教育の振興について

私学課

##### 1 現状

私立学校は、多様な建学の精神に基づき、独自の教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等教育において大変重要な役割を果たしています。

このため、県では私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るため各種助成を行っています。

(幼稚園関係業務は、平成26年度に健康福祉部子ども・家庭局へ移管)

##### 2 課題

###### (1) 私学助成

長期的な児童生徒等の減少期にある私立学校の経営環境は大変厳しい状況となっており、引き続き、私立学校への支援を行っていく必要があります。(別紙1)

(私立高校〔全日制〕生徒数：平成15年度12,017人 → 平成26年度10,774人、過去10年間で1,243人の減少 [▲10.3%])

また、私立学校に修学する児童生徒等の保護者に対する経済的負担の軽減が求められています。(別紙2～3)

###### (2) 耐震化

私立学校のうち、高等学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れている状況にあるため、引き続き、学校設置者による耐震化を促していく必要があります。しかし、耐震化には多大な財政負担を伴うことなどから、一部学校において整備が遅れている状況です。(平成26年4月1日現在、公立学校99.0%に対し、私立学校は92.9%と、▲6.1ポイントの格差) (別紙4)

### 3 今後の取組方向

#### (1) 私学助成

私立学校の経常経費に対する補助金をはじめとして、各学校設置者に対して引き続き助成を行っていきます。

また、昨年度の国の就学支援金制度の変更をふまえ見直しを行った授業料減免補助金、入学金補助金および奨学給付金の各種助成制度と就学支援金制度により保護者負担の軽減を図っていきます。

#### (2) 耐震化

私立学校の校舎等の耐震化は緊急の課題であるため、平成 24 年度から 27 年度までの 4 年間の選択・集中プログラム期間中に集中的に支援を行うこととし、「私立学校校舎等耐震化整備費補助金」により、私立学校の耐震化に向けた取組を促します。

また、建物の構造体以外の天井材や照明器具など非構造部材の耐震対策については、平成 26 年度に各学校の現状および整備計画にかかる調査を行いましたので、その調査結果に基づき、効果的な対策の検討を行っていきます。

## 【参考 1】平成27年度私学関係当初予算〔事業費ベース〕

細事業名	当初予算額 (千円)	対前年度比 (%)
★私立高等学校等振興補助金	2,857,453	60.0
★私立特別支援学校振興補助金	98,879	60.0
★私立専修学校振興補助金	27,749	60.0
★私立外国人学校振興補助金	7,200	60.0
私立学校校舎等耐震化整備費補助金	8,750	38.6
私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,965,290	100.9
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	124,151	101.2
その他私学関連予算	118,071	275.7
合 計	5,207,543	73.1

★骨格的予算として編成

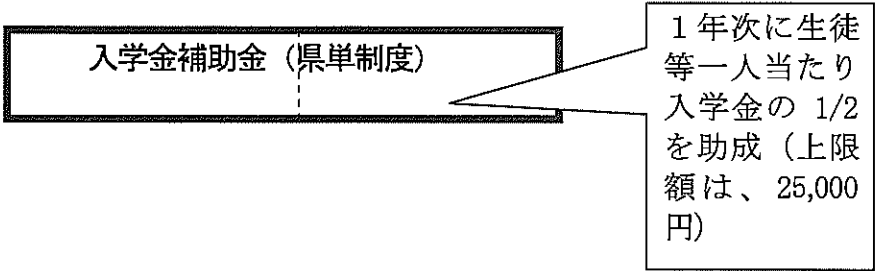
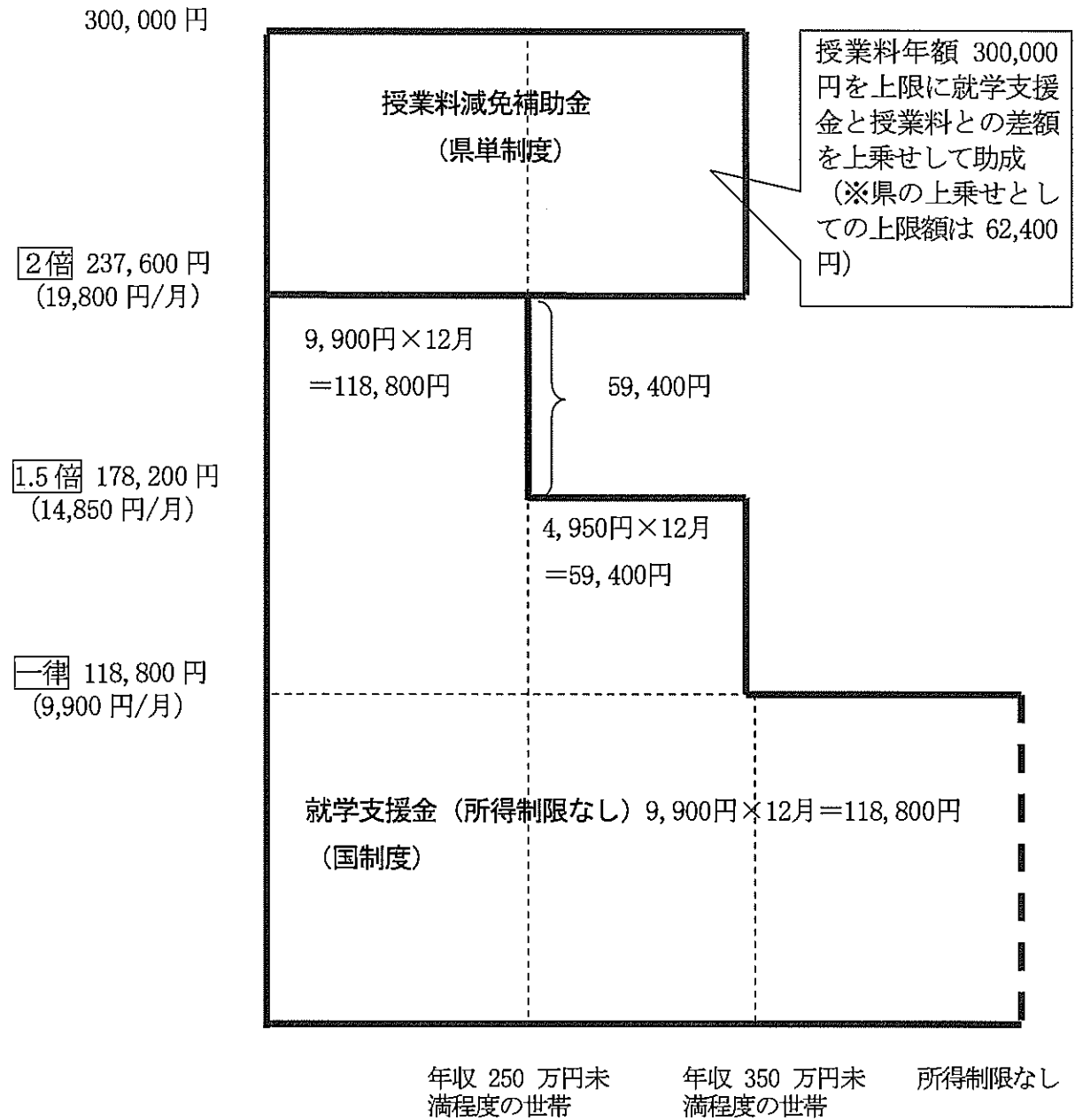
## 【参考 2】平成26年度経常経費補助金生徒一人当たり補助単価と当初予算

	学校数	平成26年度経常経費補助金 生徒一人当たり補助単価 (円)	平成26年度 当初予算額 (千円)
高校 (全日制)	13	317,249	3,403,131
高校 (狭域通信制)	2	67,030	60,998
中学校	10	309,581	849,491
小学校	2	307,957	223,269
特別支援学校	1	(高等部) 1,618,780 ----- (小中学部) 1,606,950	164,797

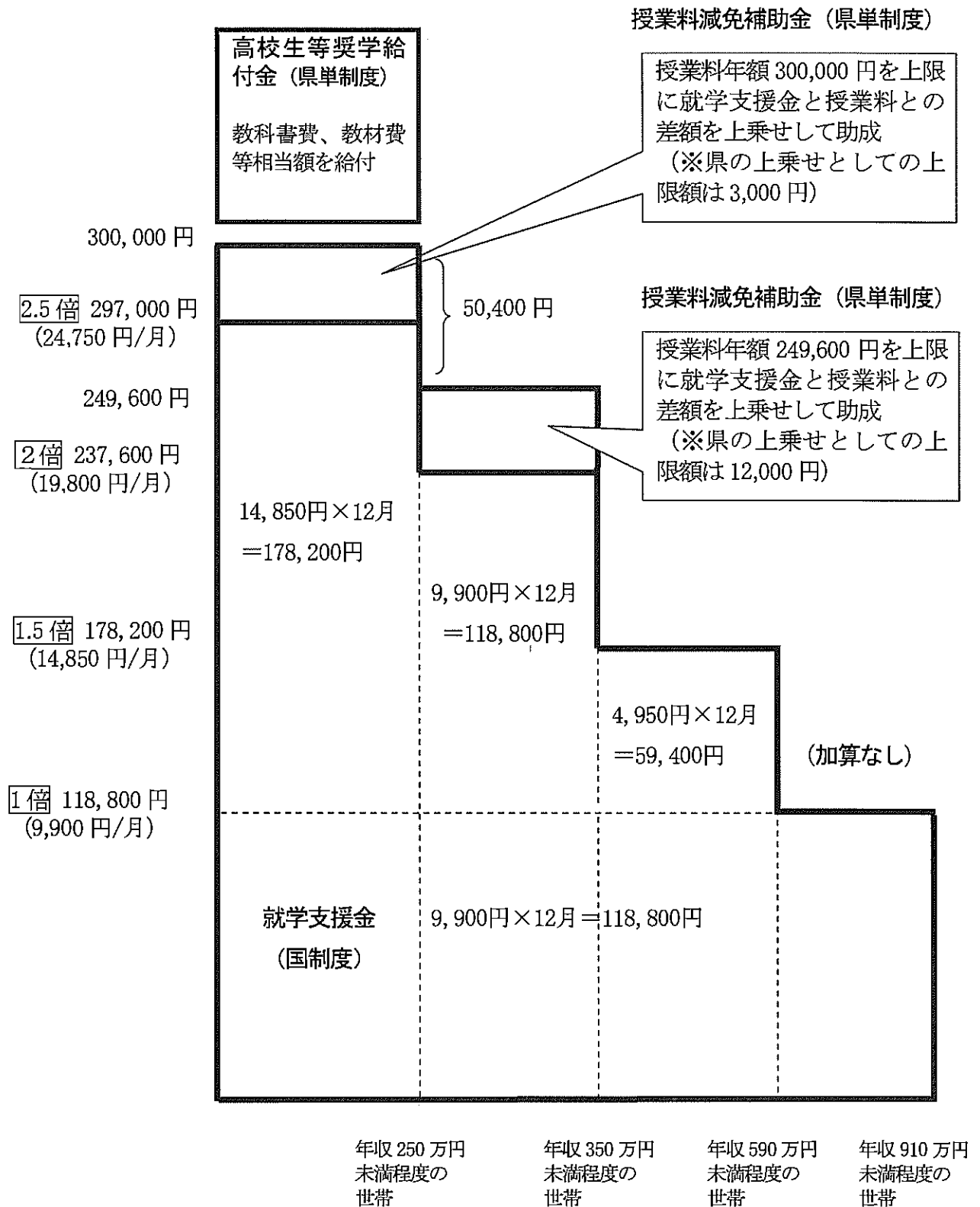


【参考3】三重県の私立高等学校等における教育費負担軽減制度

① 平成25年度から引き続き私立高等学校等に修学する生徒等



②平成26年4月以降に私立高等学校等に入学する生徒等



**入学金補助金 (県単制度)**  
 1年次に生徒等一人当たり入学金の 1/2 を助成 (上限額は、25,000 円)

## 【参考4】私立学校施設の耐震化率の状況（平成26年4月1日現在）

（単位：％）

	私立学校	公立学校	差
幼稚園	96.1	100.0	▲3.9
小学校	100.0	98.5	1.5
中学校	100.0		
高等学校	90.2	100.0	▲9.8
特別支援学校	66.7	100.0	▲33.3
合計	92.9	99.0	▲6.1

（幼稚園関係業務は、平成26年度に健康福祉部子ども・家庭局へ移管）

※上記の表は、公立学校の耐震化状況が集約中であるため平成26年4月1日現在の対比としているが、私立の特別支援学校については、平成27年4月1日現在で100%の耐震化率となっている。

## 2 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

### 1 現状

県立の図書館、博物館、美術館、文化会館等の「文化と知的探求の拠点」を活用することなどにより、文化・芸術にふれる機会や魅力ある学びの場の充実を図り、県民の皆さんの文化芸術活動への参加をとおした幅広い交流や自らの知識・経験を生かした積極的な活動を促進しています。

#### (1) 文化芸術活動の振興

県民の皆さんが多様な文化芸術にふれ親しみ、また、優れた成果を発表する場を提供するため、各分野の文化団体と連携して、県展、県民文化祭、みえ音楽コンクールを「みえ文化芸術祭」として開催するとともに、文化団体の活動への助成や文化に関する顕彰などを実施しています。

また、県内の文化芸術に関する情報の収集・発信や、まちかど博物館の自主的・自立的な活動への支援等を行っています。

さらに、地域の歴史的・文化的資産に関する情報収集・整理を行い、県の歴史・文化を集大成する「三重県史」の編さんを進めるとともに、歴史的公文書の選別、保存を行い、閲覧等の利用に供しています。

#### (2) 生涯学習の振興

高度化、専門化するさまざまな県民の学習ニーズに応え、より魅力ある学習の機会を提供するためには、県立の文化・生涯学習施設が、その機能を一層充実させる中で、文化振興と生涯学習振興の取組を一体的に展開していくことが効果的です。

このため、以下のとおり、各施設について「文化と知的探求の拠点」としての機能を充実し、拠点間連携及びさまざまな主体との連携による機能強化の取組を進めています。

##### ① 三重県立図書館

県立図書館では、「全県域・全関心層へのサービス」と「先進的なサービス」という県民の皆さんへの「2つの約束」を掲げ、県の中央図書館として、三重県のすべての地域と三重県に関心がある方々を意識し、提供する資料や情報に新たな価値を付加することとして、課題解決支援、三重県関係資料の充実、県内図書館との連携等の活動を通じて、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。今後もこの基本的な方向・考え方にに基づき、さらなるサービスの充実をめざします。

##### ② 三重県総合博物館

三重の自然と歴史・文化に関する資産の保全・継承、学びと交流を通じた人づくりへの貢献、地域への誇りと愛着の醸成や地域づくりへの貢献を使命とする三重県総合博物館（愛称：MieMu（みえむ））が、4月19日で開館一周年を迎えました。今後とも、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、ともに考え、活動し、成長する博物館をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、多様な主体との連携の視点で、調査研究活動、収集保存活動、活用発信活動に取り組みます。

### ③ 三重県立美術館

県内や国内外の著名作家の展覧会や作品の収集、三重県ゆかりの美術資料の研究を行うとともに、美術館活動のPRや美術セミナーの開催、学校教育と連携した教育普及活動を行っています。

今後とも、県民の皆さんが、感性を磨き、自己学習ができるような質の高い企画展の開催等に取り組みます。

なお、本年度は、9月28日から翌年2月8日まで一部休館し、企画展示室等のつり天井の改修を行うこととしています。

### ④ 三重県文化会館、三重県生涯学習センター

三重県文化会館では、県の文化発信拠点として芸術性の高い公演や伝統芸能の紹介など県民ニーズに応えた公演のほか、人材育成や他府県施設との連携による公演の企画、三重大学との協定に基づく講演会等の共同開催や講師の派遣など幅広い取組を行っています。

三重県生涯学習センターでは、高等教育機関や市町と連携した「アカデミックセミナー」「まなびいすとセミナー」を実施するなど、多様化・高度化する県民ニーズに応えた学習機会の提供に努めています。

### ⑤ 斎宮歴史博物館と国史跡斎宮跡の保存、活用

継続的かつ計画的な発掘調査を行うとともに、斎宮歴史博物館において、その成果を生かした企画展示や平安時代の文化を体験できる参加型事業を行うなど、斎宮跡の保存と普及・活用に取り組んでいます。

また、国史跡斎宮跡東部整備については、平安時代の斎宮が体感できるよう、本年7月の完成をめざして、3棟の復元建物の建築工事を進めています。

復元建物の完成後は、明和町など地元関係者と連携・協力しながら、史跡全体の利活用と情報発信に取り組めます。

## 2 課題

### (1) 新しいみえの文化振興方針の推進

「新しいみえの文化振興方針」(平成26年11月策定)に掲げた5つの施策の方向性(①人材の育成、②歴史的資産等の継承・活用、③新たな価値の創出、④情報の受発信、⑤文化の拠点機能の強化)に基づき、文化振興施策を推進していく必要があります。特に、今後は、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に係る取組に注力することが求められます。

### (2) 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の連携強化と運営手法の検討

文化交流ゾーンを構成する県立文化施設がそれぞれの独自性を生かしながら、集積の利点を生かして、お互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるようその運営手法のあり方を検討する必要があります。

### (3) 文化にふれ親しむ機会の充実

県民一人ひとりが自ら文化芸術にふれ、学び、成果を高めあう機会や、互いに交流し、活動の裾野を広げる機会をさらに充実させることが必要です。

### (4) 地域の絆を強めるための環境づくり

地域の中で発展してきた歴史的・文化的資産等を活用し、県民一人ひとりが地域に対する愛着や誇りを育み、地域の絆を強めていく環境づくりが求められています。

## 3 今後の取組方向

### (1) 新しいみえの文化振興方針の推進

市町や庁内関係部局などさまざまな主体と連携しながら、方針に掲げた5つの施策の方向性、なかでも「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に係る取組を重点的に進めます。また、これらの施策の推進にあたっては、有識者による評価・推進会議を開催して、専門的な視点から評価をいただき、方針の具現化を図っていきます。

### (2) 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の連携強化と運営手法の検討

文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の運営手法については、三重県文化審議会の答申や市町など関係機関のご意見をふまえながら、引き続き検討していきます。

また、県立文化施設が中核的な拠点としての機能を一層強化するとともに、各施設が連携して事業を実施することにより、文化交流ゾーンの魅力を発信します。

### (3) 文化にふれ親しむ機会の充実

県民の皆さんが多様な文化芸術にふれ親しむ機会を提供するため、各種の公演、講座、企画展など、各拠点が特色を生かした魅力ある事業を継続して展開します。

また、地域における文化団体の活動を支援するとともに、県民が成果を発表する機会を提供します。

### (4) 地域の絆を強めるための環境づくり

地域のさまざまな主体が行う地域の資産を生かした取組に対する支援や情報の収集・発信を行うとともに、国史跡齋宮跡をはじめとする歴史的・文化的資産の調査や保存、活用等を進めます。

### 3 三重県総合博物館（Mi e Mu）について

文化振興課

#### 1 博物館の概要

三重の自然と歴史・文化に関する約 50 万点の資料を収蔵する総合博物館として、平成 26 年 4 月 19 日に、津市一身田上津部田地内（三重県総合文化センター隣）に開館

＜使 命＞・三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代に生かす博物館

- ・学びと交流を通じて人づくりに貢献する博物館
- ・地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する博物館

＜テ ー マ＞ 三重が持つ「多様性の力」

＜活動理念＞ とともに考え、活動し、成長する博物館

#### 2 平成26年度の取組概要

##### （1）実施結果

平成26年度は、開館記念企画展を 6 回、県内の博物館や企業との連携による交流展示を 3 回、基本展示を補完するトピック展示を 2 回開催したほか、県民・利用者の方々の多様なニーズにお応えするため、講座やワークショップなどの事業を展開した結果、約 36 万 4 千人の方に入館いただきました。（詳細は別紙 1）

##### （2）主な課題

###### ①来館促進

引き続き多くの方々に来館いただくため、リピーターの確保およびこれまでに博物館に興味・関心がなかった層の掘り起しが必要であるほか、県内全域からの来館促進が課題となっています。

###### ②収入源の確保

持続的で安定的な経営基盤の確立を図るため、企業からのご支援（企業パートナーシップ、コーポレーション・デーなど）や外部資金の獲得など、多様な収入源の確保に向けた取組を継続的に行う必要があります。

#### 3 平成27年度の取組概要

##### （1）来館促進に向けた取組

多様なテーマによる展示やイベントの実施により、三重の自然や歴史・文化を楽しく学べるスポットとしての定着を図るとともに、県内全域からの来館促進に向け、教育委員会との連携による学校への呼びかけや、県内各地のショッピングセンターにおける P R コーナーなどの広報活動などに取り組みます。

###### ①展示

来館いただくたびに新たな発見につながるよう、基本展示の内容をより深く理解していただくための「スポットガイド」（各コーナーの展示解説）やトピック展示を実施し、リピーターの確保に努めます。

企画展示では、開館年にもましてさまざまな切り口のテーマで展開することにより、Mi e Mu の特色や魅力を発信していきます。

具体的には、モータースポーツファン層などにも一層ご来館いただけるよう、F 1 をテーマとした展示を実施することなどにより、幅広い来館者の獲得に努めていきます。（詳細は別添年間スケジュール）

## ②交流創造活動

三重の自然と歴史・文化に関するレファレンス、情報の検索、図書や歴史的公文書を含む博物館資料の閲覧などのサービスを提供することで、来館者の「知りたい」「学びたい」「調べたい」などのさまざまなニーズに応え、多くの方に何度でもお越しいただけるよう努めます。

また、博物館活動を進めていくうえで重要な基盤となる、県民の皆さんや多様な関係機関・団体との連携（ボランティア制度、ミュージアム・パートナー制度、コーポレーション・デーの実施など企業との連携、みんなで作る博物館会議における意見聴取など）により、活動と運営を展開します。

## ③アウトリーチ活動

地域の魅力の再発見や来館促進のため、地域の諸団体や市町との連携により、フィールドワークなどのアウトリーチ活動を、これまで実施していないエリアや、新たなテーマで実施します。

## ④調査研究活動

大学や研究機関との連携により、多分野の研究領域による総合研究や共同研究、学芸員がそれぞれの専門領域の調査研究を行う専門研究などを推進します。その成果は、企画展示などで発信していきます。

## (2) 収入源確保に向けた取組

来館促進による観覧料収入の確保はもちろんのこと、昨年度に引き続き企業等に対して、寄附やパートナーシップ会員企業登録の維持・新規拡大を図り、さらにはコーポレーション・デーの実施などを依頼していきます。

また、展覧会事業などへの補助金等の助成の申請や、ミュージアムショップをはじめとする施設の活用などにより、収入源確保に取り組んでいきます。

## 4 三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」

三重県総合博物館の整備にあたって示した「7項目」を、三重県総合博物館協議会等にもご意見をいただきながら取り組んでいくことにより、継続的で安定的な運営を行っていきます。(詳細は別紙2)

## 5 当面の主な予定

(開催中)	交流展示「写真展・三重を彩る花々～藤原・御在所・朝熊の花～」開催(5月31日(日)まで)
(開催中)	企業との交流展示「関口照生写真展『地球の笑顔』」開催(6月14日(日)まで)
平成27年6月6日(土)	戦後70周年記念事業 トピック展「みんなの近くにも戦争のキズあとがある～1945 平和がこわれていた頃の記憶～」開催(6月28日(日)まで)
平成27年6月13日(土)	コーポレーション・デーの開催
平成27年7月11日(土)	第7回企画展「あんな虫、こんな虫、そんな虫～身近な小さな生きものたち～」開催(8月30日(日)まで)
平成27年9月19日(土)	第8回企画展「SUZUKA 夢と挑戦のステージ ～ホンダのF1と鈴鹿サーキット～」開催(11月15日(日)まで)



## 平成26年度の取組概要

- 1 入館者数（博物館への入館者総数（無料スペースのみの利用者を含む。）  
364,292人（平成26年4月19日～平成27年3月31日）
- 2 展示観覧者数（基本展示及び企画展示の観覧者総数（無料観覧者数を含む。）  
306,692人（平成26年4月19日～平成27年3月31日）

(1) 基本展示  
184,981人

(2) 企画展示  
121,711人

展示内容	期間	観覧者数
MieMu発進!	4/19～5/18 <27日間>	38,591人
日本の心 第62回神宮式年遷宮写真展	5/24～6/22 <26日間>	13,086人
でかいぞ ミエゾウ!～化石が語る巨大ゾウの世界～	7/29～9/28 <54日間>	37,899人
祈りと癒しの地 熊野	10/11～11/24 <39日間>	17,620人
ふたりのウェディング事情	1/10～3/8 <50日間>	11,151人
親鸞 高田本山専修寺の至宝	3/21～5/10 <44日間> (うち26年度:9日間)	3,364人 (26年度)

(3) 交流展示  
27,952人

展示内容	期間	観覧者数
三重県博物館協会40周年記念 我が館はここから始まった	6/28～7/13 <14日間>	8,906人
四日市でカツオと野鳥をはぐくむ工場～たんけん味の素東海事業所～	10/4～11/24 <45日間>	13,404人
三重のまちかど博物館展	12/2～12/23 <19日間>	5,642人

(4) トピック展示  
12,175人

展示内容	期間	観覧者数
MieMu誕生物語～みんなで作った博物館～	4/19～6/22 <57日間>	8,275人
くらしの道具	1/4～2/22 <43日間>	3,900人

- 3 子どもの利用状況  
展示観覧者数 108,632人  
うち学校による利用 321校 25,711人（児童・生徒のみ）  
（種類別）幼稚園等 38校、小学校 173校、中学校 36校、高校 15校、特別支援学校 59校

(地域別) 北勢 49 校、中南勢 179 校、伊勢志摩 59 校、伊賀 22 校、東紀州 5 校、  
県外・海外 7 校

#### 4 交流創造活動

##### (1) 閲覧レファレンス活動

交流創造エリアの中核をなす学習交流スペースにおいて、資料閲覧、レファレンス活動を展開しました。

##### (2) 学習支援活動

講演会、博物館講座、各種ワークショップなど、子どもたちをはじめとする多くの県民の皆さんに三重の自然や歴史・文化に対する興味・関心をもっていただくきっかけづくりを目的とした学習支援活動を実施しました。

(例) M i e M u セミナー、館長と歩こう！観察の森、さんちゃんのお食事会、文化財探訪、古文書調査法研修講座、週末ワークショップなど

##### (3) 県民・諸団体との交流

博物館活動を進めていくうえで重要な基盤となる、県民の皆さんや多様な関係機関・団体との連携体制の構築を図りました。

(例) ミュージアム・パートナー制度の立ち上げ、みんなでつくる博物館会議の開催、日本博物館協会大会（平成 26 年 11 月に本県にて開催）における M i e M u の取組紹介及びエクスカーションの実施など

## 三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

項目	取組状況
①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年6月の常任委員会において「収支計画」をお示し、これに基づき平成27年度当初予算を編成しました。</li> <li>平成27年度予算案(平成26年度2月補正予算を含む。)においては、歳出予算額467,247千円(※)に対して県費は343,971千円(歳出予算額の約74%)を計上しました。※特殊要因を除く <b>別紙2-1</b> 多様な収入の確保に向けて企業等への寄附・協賛依頼を実施し、平成27年5月17日現在、開館以降の累計で、寄附84件(66,360千円)、パートナーシップ会員145件(16,170千円)となっています。今後も引き続き、登録済企業のフォローと参加企業の新規拡大に取り組んでいきます。</li> </ul>
②入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報・利用者サービス課を設け、戦略的・統一的に広報を推進しています。</li> <li>今まで博物館に興味がなかった方にも関心を持っていただけるよう、駅看板やポスターやチラシの配布といった従来からの手法に加え、さまざまな工夫をしながら、観覧者の増加に向けて努力しています。</li> </ul> <p>※主な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ショッピングセンターにてPRコーナーを設置</li> <li>家庭の日(毎月第3日曜日)にMieMuもしくは県立美術館観覧券の半券を連携店舗で提示すると、特別メニューやドリンクサービス等が受けられる取組を実施</li> <li>ツイッターやフェイスブックなどウェブ媒体を使い、旬の情報をいち早く提供するとともに、利用者との交流の場として活用</li> <li>企業への訪問や県内商工会議所等の会合への参加を通じて、当館の取組を説明</li> <li>企業の社内報等における館の案内や展示情報の掲載</li> </ul>
③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>開館後の運営や経営のあり方についてご意見を伺うため、三重県総合博物館経営向上懇話会を平成23年10月に設置し、活動と運営の仕組みに反映してきました。(開館までに12回開催)</li> <li>条例に基づく三重県総合博物館協議会を設置し、経営面に係るご意見も伺っています。平成26年9月5日に第1回会合、平成27年3月4日に第2回会合を開催しました。平成27年度についても2回の開催を予定しており、第1回は7月31日に開催予定です。</li> </ul>
④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附・協賛など資金的な協力だけでなく、展示やイベントでの協働など、さまざまな観点からの連携を実施しています。</li> </ul> <p>※主な連携事例</p> <p>①コーポレーション・デー (企業等の協賛により、特定の日の基本展示観覧料を無料化。協賛者は、チラシの配布など自らの広報活動が可能。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度は4回実施(6/22:(株)ケーブルコモンネット三重、6/29:三重県信用農業協同組合連合会、8/9:(株)百五銀行、9/27:中京テレビ放送(株))</li> <li>平成27年度は、6/13(土)に今年度1回目を実施予定(実施者:(株)ケーブルコモンネット三重)。このほかにも複数社から開催の打診あり。</li> </ul>

	<p>②展示関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示の企画、共同開催</li> <li>・展示資料の借用</li> <li>・展覧会関連イベントの企画・実施</li> </ul> <p>③事業関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館内施設を利用したセミナーやイベントの共同開催</li> <li>・百貨店の催事場やショッピングセンターにおけるPR展示やイベント実施</li> <li>・企業等が主催する三重の自然や歴史・文化をテーマとした講演会への講師としての参加</li> <li>・地域のレストランとの連携による観覧者への特典(特別メニュー、ドリンクサービス等)</li> </ul> <p>④ミュージアムショップ関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のレストランと連携したオリジナル弁当、デザート等を開発して販売。また、レストラン店舗でもオリジナルメニューを販売(平成26年度)</li> <li>・地域企業との連携によるMieMuオリジナル商品の企画・販売</li> </ul>
<p>⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法その他の法令に基づく都市計画の変更等について、関係機関・部局との協議を継続しています。</li> </ul>
<p>⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初計画で20kwとしていた太陽光パネルについて、展示室屋根上部に100kw分を追加するとともに、総合博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部にも2.5kw分を設置しました。</li> <li>・なお、地中熱を利用した水蓄熱空調システムについて、省エネ性・環境性に優れるとともに、空調負荷の低コスト化を図ったことなどが評価され、平成26年7月16日に一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターから表彰を受けました。</li> </ul>
<p>⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出して評価指標として設定し、評価と改善のためのしくみを整備しました。</li> <li>・平成26年度は、評価に向けたデータ取得を進め、平成27年度から、三重県総合博物館協議会に設置した評価部会における分析や評価などを行い、今後の改善に反映させていきます。</li> </ul>

## 平成 27 年度収支計画について

## (1) 収入

(単位：千円)

項目	収支計画 (H25.6 提示)	27 年度 (26 年度 2 月補正+27 年度当初)				備考
		計	特殊要因を 除いた金額	特殊要因 (※1)	特殊要因 (※2)	
観覧料収入	42,000	63,302	62,889	-	413	
企業からの協力 (企業パートナーシップ等)	8,000	6,990	6,990	-	-	
施設活用による収入 (ミュージアムショップ等)	10,000	5,540	5,540	-	-	
その他事業関連収入 (資料利用収入等)	2,500	1,215	1,215	-	-	
公的団体等の外部資金 獲得 (国交付金を含む)	12,000	37,642	37,642	-	-	
外部資金を活用した基 金からの繰入	9,000	9,000	9,000	-	-	
(小計) 県費以外の収入	83,500	123,689	123,276	-	413	
県費	345,500	362,751	343,971	12,792	5,988	
合計	429,000	486,440	467,247	12,792	6,401	

## (2) 支出

(単位：千円)

項目	収支計画 (H25.6 提示)	27 年度 (26 年度 2 月補正+27 年度当初)				備考
		計	特殊要因を 除いた金額	特殊要因 (※1)	特殊要因 (※2)	
事業費	97,000	138,785	136,409	-	2,376	
維持管理費・一般管理費	140,000	147,153	138,756	4,372	4,025	【主な特殊要因】 電気料金値上げ
人件費	192,000	200,502	192,082	8,420	-	【主な特殊要因】 現体制を維持
合計	429,000	486,440	467,247	12,792	6,401	

(※1) 消費税以外の要因

(※2) 消費税の改正

## 4 人権施策の総合的な推進について

人権課

### 1 現状

#### (1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的として、平成9年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、「三重県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定（平成18年3月に改定）し、総合的に人権施策を推進しています。

現在は、基本方針の推進計画である「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成23年3月策定）（以下、「行動プラン」という。）」により、全庁的に人権施策を推進するとともに、取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告の上、県ホームページで公表しています。

#### (2) 三重県人権センターの取組

県人権センターは、平成8年11月に、本県の人権啓発を推進する拠点施設として開設し、常設展示室・多目的ホール等の施設を活用した啓発とともに、人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベントの開催等、多様な人権啓発事業を展開しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象に資質向上を図るための研修会を開催し、人材育成を通じて相談体制の充実を図っています。

さらに、市町が設置している隣保館における相談事業や啓発、広報活動、地域交流等の取組に対して、財政的な支援を行っています。

### 2 課題

#### (1) 基本方針の改定等

基本方針を平成18年3月に改定し、人権施策の体系を整備するとともに、行動プランにより、人権施策を推進してきましたが、差別や暴力、いじめ、虐待などの人権問題が依然として生じており、また、災害や貧困などの新たな課題への対応も必要となっていることから、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえて、基本方針を改定するとともに、新たな行動プラン（仮称）の策定に取り組む必要があります。

#### (2) 人権が尊重されるまちづくりの推進

住民組織、NPO・団体、企業など地域のさまざまな主体が行う研修会等に講師を派遣し、人権が尊重されるまちづくりの取組を推進してきましたが、制度の活用が十分でない地域もあることから、取組が県内全域に拡大するよう、市町等と連携し、関係団体等への広報等に取り組む必要があります。

### (3) 人権意識の高揚に向けた人権啓発の推進

県民の人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見に基づく差別、子どもや高齢者への虐待、インターネット上の人権侵害の問題など、人権に関わるさまざまな問題が生じています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に取り組んでいけるよう、国や市町をはじめとするさまざまな主体と連携・協働しながら、人権啓発の取組を一層推進していく必要があります。

### (4) 多様化・複雑化する人権相談への対応

人権相談の内容は多様化・複雑化しており、個別の機関だけで相談・支援を完結することは困難なため、県人権センターと各相談機関との連携を強化していくための環境づくりや相談員等の資質向上を支援することが必要です。

## 3 今後の取組方向

### (1) 基本方針の改定等

人権施策審議会の調査審議をふまえて、平成27年3月に「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の骨子案を取りまとめました。

今後は、平成27年度中を目途に、基本方針（第二次改定）を取りまとめるとともに、あわせて新たな行動プラン（仮称）の策定に取り組めます。

### (2) 人権が尊重されるまちづくりの推進

県内全域で住民組織、NPO・団体、企業など、地域のさまざまな主体による人権の視点をベースにしたまちづくりの取組が進むよう、市町等と連携し、事業の周知に努め、講師の派遣等を通じて、地域の自主的な取組を支援します。

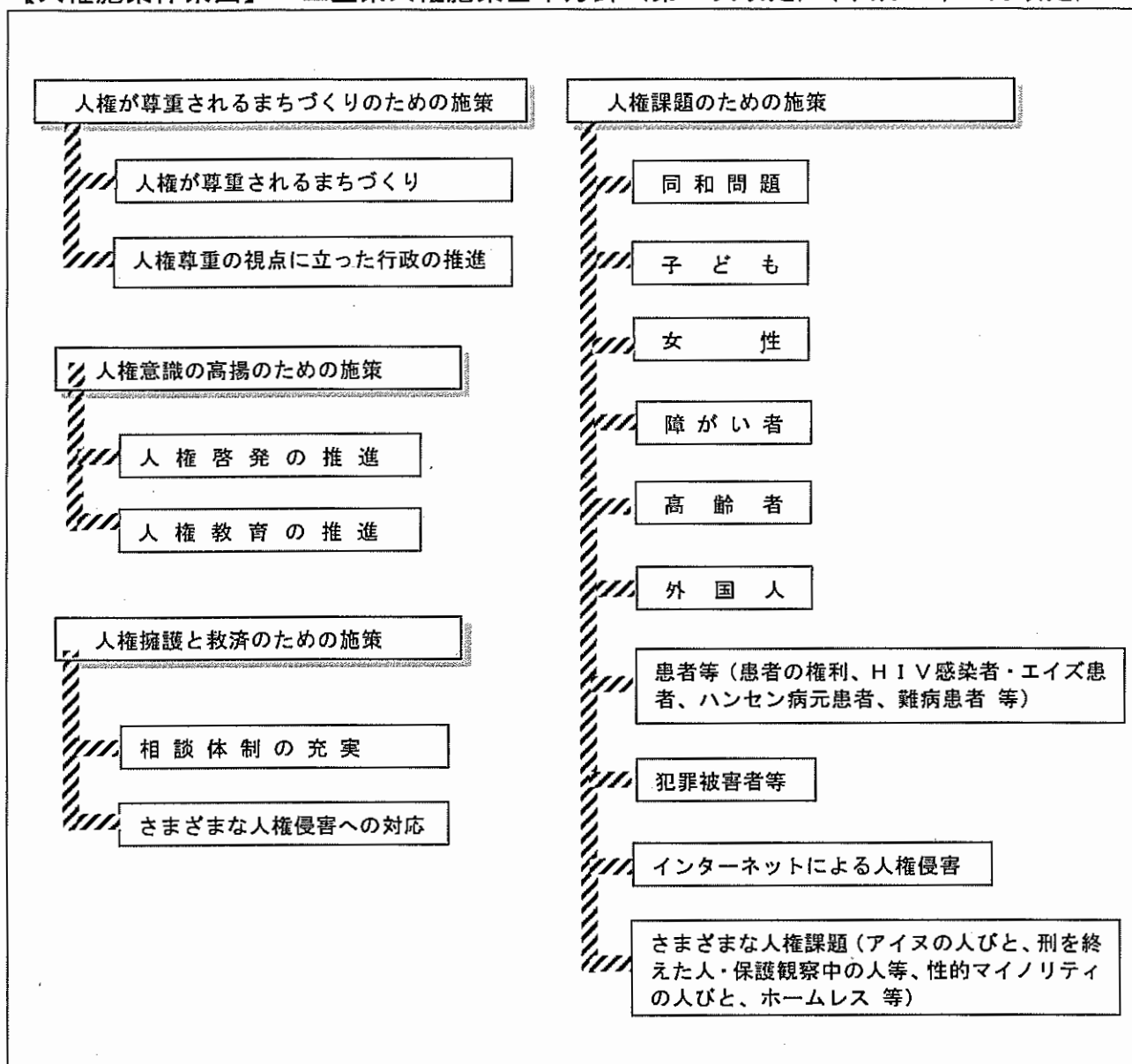
### (3) 人権意識の高揚に向けた人権啓発の推進

県民一人ひとりが、さまざまな人権問題に対し、自分自身の問題として認識し、主体的に取り組んでいけるよう、県人権センターにおいて、人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発や、スポーツ組織と連携した啓発イベント、県民人権講座や商業施設等での移動人権啓発事業などを実施し、多様な機会の提供を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

### (4) 人権相談体制の充実

多様化・複雑化している人権相談に対応するため、各相談機関のネットワークの充実に努めるとともに、相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、相談員等の資質向上を支援します。

【人権施策体系図】 三重県人権施策基本方針（第一次改定）（平成18年3月改定）





## 5 男女共同参画社会の実現に向けた取組について

男女共同参画・NPO課

### 1 現状

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合が徐々に増加するなど、男女共同参画に対する県民の意識は向上していますが、家庭における家事・子育て・介護は依然として女性が担うことが多い状況です。

また、女性の活躍推進が国の成長戦略の大きな柱に位置づけられる中、県内事業所における管理職に占める女性の割合が 9.1% (H26.4.1 現在)、県の管理職に占める女性の割合が 8.7% (H27.4.1 現在)、県・市町の審議会等への女性委員の登用率が 25.8% (H26.4.1 現在) であり、指導的立場への女性参画は十分とは言えない状況にあります。

問 社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。			
	平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
H12年	12.7%	68.0%	4.8%
H25年	11.5%	72.4%	12.3%
H26年	17.5%	61.2%	9.5%

問 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。		
	同感する	同感しない
H12年	48.4%	46.4%
H25年	40.5%	55.6%
H26年	38.9%	54.5%

H12 男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査  
H25 e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート  
H26 e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート

### 2 課題

#### (1) 男女共同参画意識の向上

「第2次三重県男女共同参画基本計画（H23 年度～H32 年度）」（別紙）にも掲げる「社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%にする」等の目標達成に向け、県民や市町、企業等への働きを強め、社会の意識と環境を変えていく必要があります。

#### (2) 女性の活躍推進機運の醸成

昨年、経済団体等の支援を受け「女性の活躍推進三重県会議」（図1）を設置するとともに経営者や女性の部下を持つ男性管理職セミナー等を開催しましたが、女性の活躍推進の機運を高めるためには、企業・団体等の加入を増やしニーズに合った効果的な事業展開を継続的に実施する必要があります。

### (3) 女性に対する暴力の防止

男女共同参画社会を実現するためには、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成するとともに、被害発生時の相談・支援体制の周知等が必要です。

## 3 今後の取組方向

### (1) 男女共同参画意識の向上

#### ① 基本計画の推進

第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画の最終年度にあたって、三重県男女共同参画審議会による知事への提言や評価をふまえ、より一層男女共同参画の視点を持って施策・事業が実施されるよう各部局へ働きかけます。

また、新しく策定される県民力ビジョン・行動計画との整合を図りながら第二期実施計画を策定するとともに、男女共同参画、女性の活躍等をより効果的に推進するため県民意識調査を実施します。

#### ② 男女共同参画意識の普及

県民の男女共同参画の理解と意識の向上を図るため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報発信、研修・学習、相談、調査研究等の事業を市町等関係機関・団体等と連携しながら実施します。また、女性の活躍促進や男性の育児参画などの具体的行動につながるようなフォーラム等を開催します。

### (2) 女性の活躍推進機運の醸成

#### ① 企業等における女性の活躍促進

女性活躍推進の機運を一層醸成するため、地域経済団体等と引き続き連携し、「女性の活躍推進三重県会議」への加入を企業・団体等に働きかけるとともに、経営者や男性管理職向けセミナーの開催、企業へのアドバイザー派遣、女性人材の育成とネットワーク交流会等を実施します。

#### ② マタハラ、パタハラのない職場づくり

マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促すため、各企業等が実施する取組（企業ファミリーデー）を支援します。また、大学生等を対象に、就職後のマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。

### (3) 女性に対する暴力の防止

#### ① DV等の予防・啓発

DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、県民への啓発を行うとともに、DV被害者に相談・支援体制の情報が届くようDV相談先カードを広く県内に配置します。また、高校生等の若年層に対して、デートDV予防のための啓発を行います。

② 性犯罪・性暴力被害者の支援

性犯罪・性暴力被害者からの相談に対応する専門窓口・支援体制（「みえ性暴力被害者支援センター よりこ（6月1日開設予定）」）を設け、産婦人科連携病院の協力による初期処置の支援をはじめとし、関係機関・団体等と連携した心理相談、法律相談などを行うことで、被害者の心身の健康の回復に向けて総合的な支援を行っていきます。（図2）

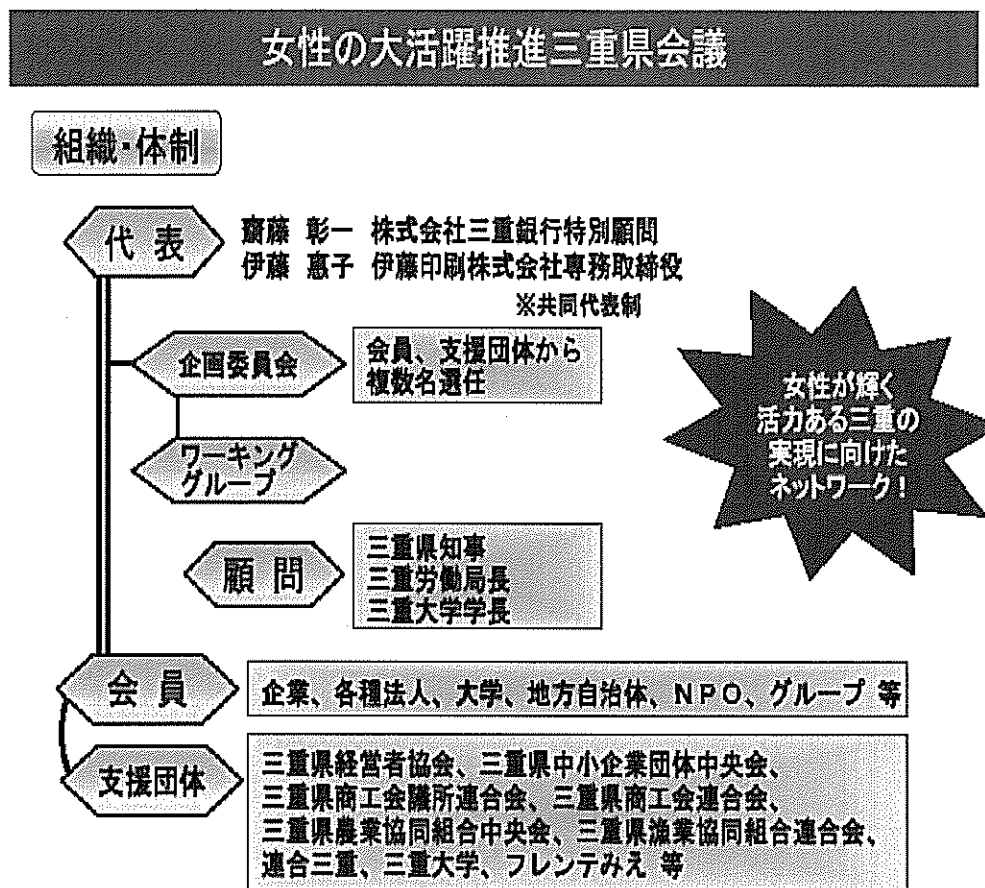


図1 女性の大活躍推進三重県会議

# 性犯罪・性暴力被害者

相談

- ◆身体的・精神的に極めて重い負担を強いられ、その精神的ショックや羞恥心から、被害申告をためらうことが多い。
- ◆被害後いくつもの機関に足を運び、その都度、自身が体験した被害について話し、時にはその過程で傷ついたりするなどの二次被害を受け、結局、何の支援も受けられないことも少なくない。
- ◆被害の潜在性が、性犯罪・性暴力被害の発生を拡大する要因となる。

性的事件の被害申告率 **18.5%**

「第4回犯罪被害者(暗殺)調査」(法務総合研究所 平成24年1月)

三重県内の  
性犯罪認知件数  
平成23年 55件  
平成24年 75件  
平成25年 83件  
平成26年 66件

## みえ性暴力被害者支援センター よりこ

専用回線

女性の相談員  
による電話相談

性犯罪や性暴力被害の専門的な相談対応を行う女性相談員を配置して、安心して相談できる電話相談窓口を設け、医療機関の紹介や付添い、面接相談等、被害者の希望に応じた対応を行う。

医療機関の  
紹介

初期産婦人科的処置(性感染症検査、緊急避妊等)の公費支出(警察の制度によるものを除く)や、必要に応じた精神科医の紹介を行う。

相談員等による  
面接相談

必要に応じて面接相談、カウンセリングを行う。(原則、予約制)

弁護士による  
法律相談

被害者のニーズに応じ、弁護士による司法相談などの支援を行う。(予約制、条件あり)

付添い支援

被害者のニーズや状況に応じ、警察や病院、関係機関等への付き添いを行う。

連携

連携病院等  
(産婦人科・精神科等)

- ・医療的支援(性犯罪・性暴力被害者に配慮した対応)

三重県警察

- ・被害届の受理、警察の制度による公費支出等

公益社団法人  
みえ犯罪被害者  
総合支援センター

- ・犯罪による被害相談のあった案件について、本人の希望に応じた支援

相談専用ダイヤル(有料)

よりこ  
**059-253-4115**

相談時間 10時~16時(土・日・祝日を除く)

児童相談所

- ・児童虐待(性的虐待)に関する相談に対応

女性相談所

- ・被害防止法及びDV防止法に基づく被害者の相談対応や支援を実施

三重県男女共同参画  
センター フレンテみえ

- ・男女がともに自分らしく生きていくため、さまざまな悩みについての相談に対応

国、市町など

- ・法テラス(民事法律扶助等)、福祉関係機関、女性相談員との連携など

図2 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の概要



「第2次三重県男女共同参画基本計画」の体系



## 6 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

男女共同参画・NPO課

### 1 現状

#### (1) 県内NPO法人の状況

三重県が認証したNPO法人(※1)数は、平成26年度末で687法人ありますが収入規模500万円未満の法人が46%、職員数5人未満の法人が56%など、財政力・組織力の脆弱な法人が多い状況です。このうち、企業等が寄附をした場合、税制上の優遇措置が受けられる対象となる認定NPO法人(※2)は4法人となっています。

また、NPO法人の活動内訳は、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで「まちづくり」や「子どもの健全育成」が多くなっています。

※1 所轄庁である三重県が設立認証したNPO法人

※2 三重県が設立認証したNPO法人のうち、一定の基準に適合し三重県が認定したNPO法人

表 NPO法人の収入規模と職員数の割合

収入規模	比率	職員数	比率
5000万円以上	7.7%	10人以上	24.7%
1000万円以上5000万円未満	26.7%	5～9人	19.3%
500万円以上1000万円未満	8.8%	3～4人	16.0%
500万円未満	46.0%	1～2人	24.8%
未提出	10.8%	0人	15.2%
			56.0%

(出典：収入規模は平成25年提出分の事業報告書、職員数は平成24年3月三重県NPO法人活動実態調査報告書)

#### (2) NPO法人への支援及び情報発信等の取組

NPO法人の運営能力を強化し自主的な取組を促進するため、グレードアップセミナー等を開催するなど中間支援団体(※3)と連携した取組を進めています。

また、県では、NPO活動への理解とともに県民の参加を促進するため、12月を「市民活動・NPO月間」と位置付け、各地域のNPOと連携したPR活動を行っています。また「市民活動・ボランティアニュース」や、県民・企業・地縁団体等の協働の事例をとりまとめた『新しい公共』のヒント集を活用し、NPO活動の情報を分かりやすく発信しています。

※3 市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体

### (3) 災害ボランティア支援の取組

「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル（風水害編）」を策定するとともに、平常時の「みえ災害ボランティア支援センター(※4)」のあり方を検討するための意見交換会を開催しました。また、県内で大規模な災害が発生した際、迅速かつ機能的に専門性の高い支援活動ができる2団体と協定を締結しています。

さらに、大規模災害時に継続的な被災者支援活動を行うために創設した「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」の周知とともに、多くの災害支援活動が実施できるよう企業等に協力を依頼した結果、2,779,383円の寄附をいただきました。

※4 三重県地域防災計画に位置づけられ、災害時に各市町に設置される災害ボランティアセンターを後方支援する役割等を担う。

## 2 課題

### (1) NPO法人の運営能力の強化及び情報発信等

NPO法人の運営能力の強化や認定法人を増加させるため、引き続き組織運営や会計等の支援を行う必要があります。特に、認定への意欲を示した法人や認定申請に関する相談があった法人に対しては、より丁寧な対応が必要です。また、NPO活動に対する県民の理解を促進するため、「市民活動・NPO月間」を中心に、中間支援団体とも連携しながら効果的な情報発信を行う必要があります。

### (2) 災害ボランティア支援の体制強化

大規模災害時に、県内外から集まるボランティアを円滑に受け入れられるようみえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、平常時の在り方も含めて検討するとともに、現地災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、関係者の連携強化を促進する必要があります。

また、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を県民に広く認知していただくとともにさらに多くの寄附を呼びかける必要があります。

## 3 今後の取組方向

### (1) NPO法人の運営能力の強化及び情報発信等

NPO法人の運営能力を強化するため、中間支援団体と連携して各種情報提供や寄附・融資の活用等をテーマとしたセミナーを開催するなどの支援に努めます。特に、認定法人の申請を検討する法人に対しては、個別相談を行うなどきめ細かな対応を行っていきます。

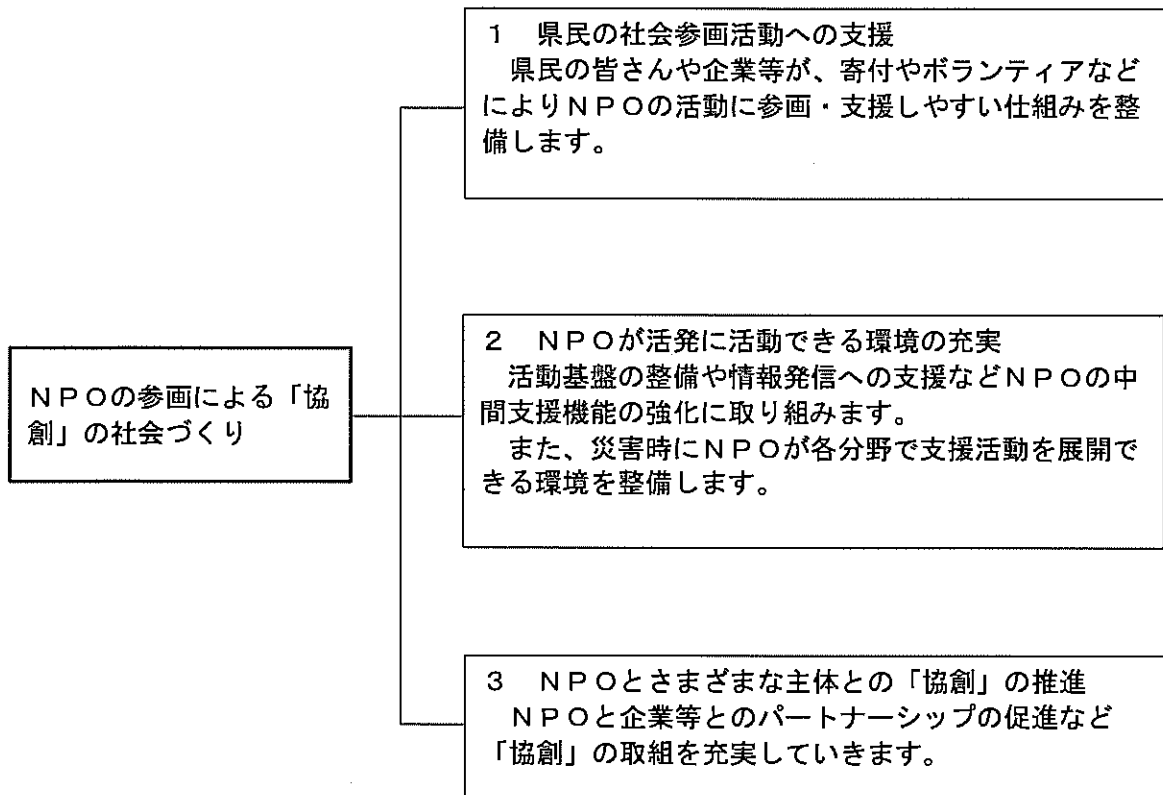
また、「市民活動・NPO月間」においては、NPO活動に対する県民の理解が進むよう「みえNPOネットワークセンター」(※5)と連携しながら、効果的な情報発信を行っていきます。

※5 県内の市民活動センターの中間支援団体の代表等が理事となり平成23年に設立したNPO法人。みえ県民交流センター(アスト3階)の指定管理事業者。

## (2) 災害ボランティア支援の体制強化

みえ災害ボランティア支援センターが大規模災害時に機能的・効果的な運営ができるよう、日本赤十字社・社会福祉協議会等の意見を聞きながら検討するとともに、市町のマニュアル策定や訓練を通して、市町・社会福祉協議会等の現地災害ボランティアセンター関係者の「顔の見える関係づくり」を促します。

また、引き続き「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」の周知と基金の増額に努めます。



「『みえ県民カビジョン』行動計画」から抜粋

図 「NPOの参画による『協創』の社会づくり」 施策体系



## 7 多文化共生社会づくりの推進について

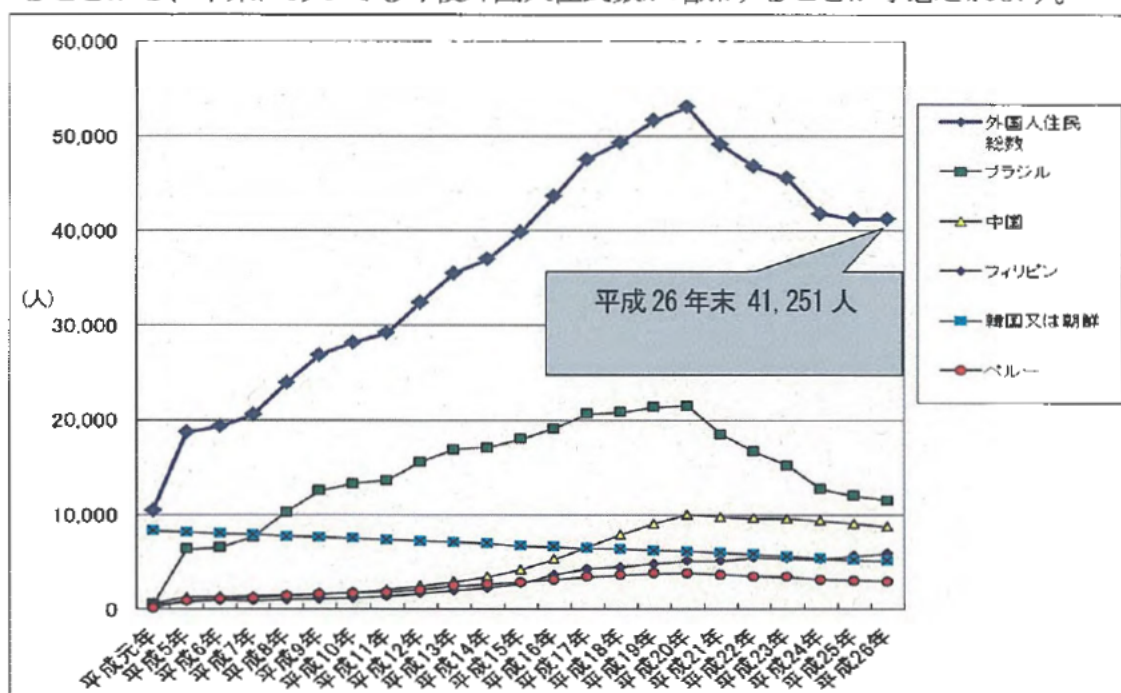
多文化共生課

### 1 現状

#### (1) 県内の外国人住民数

三重県内の外国人住民数は、リーマン・ショックによる経済情勢等の悪化もあり平成20年をピークに5年連続で減少しましたが、平成26年末には41,251人（対前年30人増）となりました。日本人人口が減少（対前年8,750人減）するなか、県内総人口に占める外国人住民の比率は約2.22%（対前年0.01ポイント増）であり、全国的にも高い水準にあります。（平成26年12月末 県内総人口1,859,883人うち外国人住民41,251人）

国において、高度外国人材の受入環境の整備や外国人技能実習制度の見直し、留学生30万人計画の実現に向けた支援の強化、外国人旅行者の受入環境の整備等が進められていることから、本県にあっても今後外国人住民数が増加することが予想されます。



図：三重県内の外国人住民数の推移（三重県環境生活部 多文化共生課調べ）

表：平成26年末 国籍別外国人住民数（三重県環境生活部 多文化共生課調べ）

順位	国籍	外国人住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	11,505人	27.9%	▲ 497人	▲ 4.1%
2	中国	8,731人	21.2%	▲ 284人	▲ 3.2%
3	フィリピン	5,890人	14.3%	244人	4.3%
4	韓国又は朝鮮	5,103人	12.4%	▲ 92人	▲ 1.8%
5	ペルー	2,940人	7.1%	▲ 77人	▲ 2.6%
その他		7,082人	17.1%	736人	11.6%
三重県計		41,251人	100.0%	30人	0.1%

中国には台湾出身者を含んでいます。

## (2) 県の取組

こうした状況のもと、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことが求められており、平成23年3月に策定した「三重県国際化推進指針（第一次改訂）の体系」（別紙）に基づき、市町やNPO、企業などの多様な主体と連携・協働して多文化共生社会づくりを進めてきました。

（主な事業）

- ・ 外国人住民が生活していく上で必要な行政・生活・教育等の情報の多言語ホームページでの提供
- ・ 外国人住民の生活全般にわたる相談に対応するための多言語による相談窓口の設置および医療通訳や災害時に外国人住民を支援する人材の育成
- ・ 市町、経済団体、NPO等との連携・協働による多文化共生に関する啓発の実施

## 2 課題

### (1) 「多文化共生社会」づくりに向けた今後の方向性の検討

今後は、今まで以上に多様な文化的背景をもつ外国人が日本で生活することになることから、地域事情に応じた生活支援のあり方や、より参加・参画しやすい地域社会のあり方などについて、その方向性を検討する必要があります。

### (2) 言葉の壁や文化の違い

外国人住民は、言葉の壁や文化の違いなどから、日本での生活に不安を抱いたり、時には誤解を招いてしまうことがあります。市町窓口においては、転入時にゴミの出し方などの身近な暮らし方についてのガイダンスが行われるようになりましたが、幅広い情報提供には至っておらず、また日本語学習の環境も十分ではないことから、外国人住民のコミュニケーションに関してきめ細かな支援が必要です。

### (3) 定住化に伴う問題の変化

日系人など身分や地位による在留資格を持つ人たちは、国の統計からは定住傾向が顕著になってきていますが、定住化に伴い、医療や災害時などのさまざまな生活場面で問題に遭遇し、しかも問題は多様化、複雑化していることから、総合的な相談などの支援が必要です。

### (4) 支援を受ける側から地域社会の担い手へ

従来、支援を受ける側であった外国人住民ですが、今後は、地域社会を支える役割を担うことが期待されています。そのため、外国人住民も地域社会の一員として参加・参画していくことが求められています。

### 3 今後の取組方向

#### (1) 「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定

日本社会が少子高齢化・人口減少等といった大きな転換点にあり、今後より一層、「多文化共生」の重要性が増すと考えられることから、「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の成果と検証をふまえつつ、異なる文化的背景を生かして一緒に築いていく地域社会をめざして、新たに「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」を策定します。

#### (2) コミュニケーション施策の推進

多言語ホームページがより多くの外国人住民に活用されるよう、対応言語数を4言語（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）から6言語（フィリピン語、中国語を追加）に増やすとともに、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ります。

また、外国人住民のコミュニケーション能力の向上に向け、日本語指導ボランティアのネットワークの拡充を図るとともに、外国人住民の日本語力に合わせてわかりやすく伝える「やさしい日本語」の普及に取り組みます。

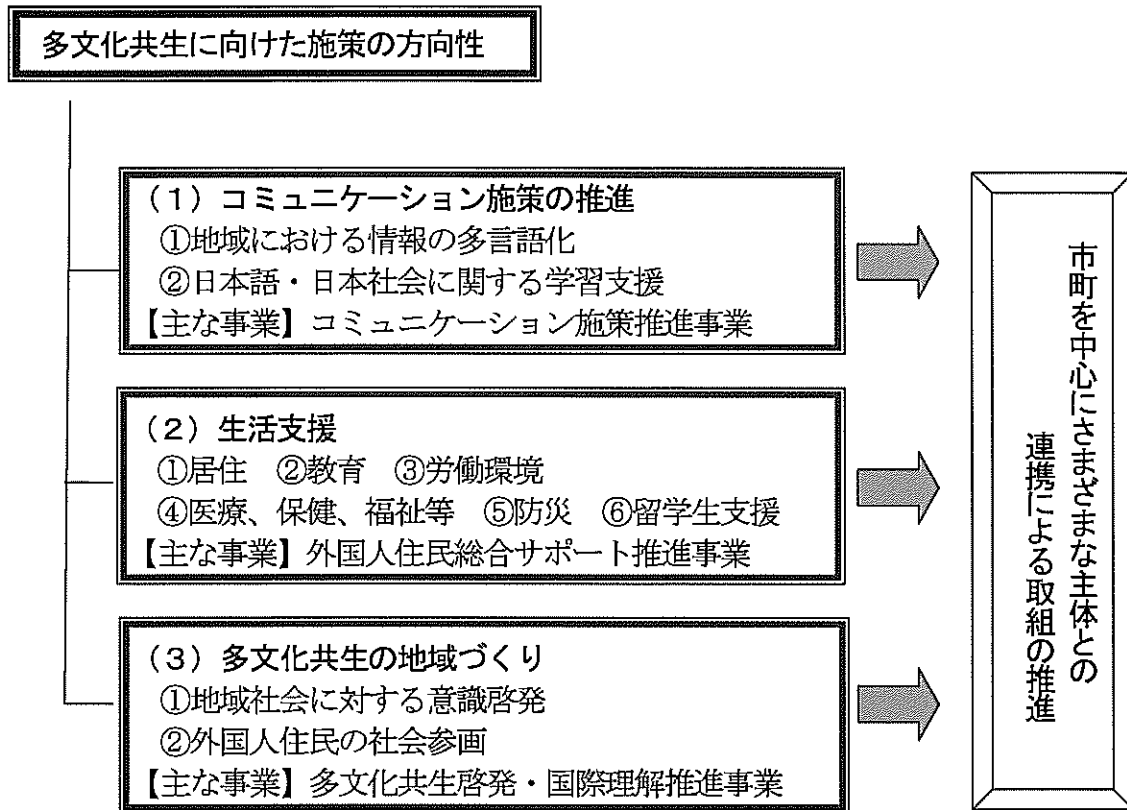
#### (3) 生活支援

定住化に伴い、多様化、複雑化する相談にも対応できるよう、市町をはじめとするさまざまな主体と連携した相談体制を構築します。また、医療通訳育成研修を3言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）から4言語（中国語を追加）で実施するとともに、災害時の総合サポート体制の充実を図ります。

#### (4) 多文化共生の地域づくり

外国人住民が地域社会の一員として、地域の防災活動や自治会活動といったさまざまな活動に主体的に参加・参画することで、日本人住民と一緒に地域を支え合うとともに地域の活性化につなげることをめざす多文化共生の地域づくりに、県としても多様な主体と連携して取り組みます。

三重県国際化推進指針（第一次改訂）の体系



## 8 交通安全対策の推進について

交通安全・消費生活課

### 1 現状

「第9次三重県交通安全計画」（計画期間：平成23年度～27年度）に基づき、市町、警察、関係機関・団体等と連携しながら各種交通事故防止対策に取り組み、県民一人ひとりが安全・安心を実感できるように、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めています。

#### (1) 交通事故情勢

県内における「交通事故死者数」は長期的には減少傾向であり、ここ3年は100人を切り、平成25年は、昭和29年以降で最少の死者数（94人）となったところでしたが、平成26年は、交通事故死傷者数が前年より2,150人減少した（10,829人）にもかかわらず、死者数は112人（18人増）となりました。

また、平成20年以降、65歳以上の高齢死者数が全死者数の半数以上を占める状況が続いています。（「交通事故発生状況（表1）」、「交通事故による死者数および死傷者数の推移（図1）」を参照）

死亡事故の主な特徴は、次のとおりです。

##### ① 高齢死者が増加

高齢死者数は57人（構成率50.9%）で、前年（49人、52.1%）と比べ8人増加

##### ② 交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が増加

交通弱者の死者数は54人（構成率48.2%）で、前年（41人、構成率43.6%）と比べ13人増加

※歩行中36人（前年比+3人）、自転車乗用中18人（前年比+10人）

##### ③ シートベルトの非着用者が増加

四輪乗車中の死者38人中、シートベルト非着用者は23人（非着用率60.5%）で、シートベルトを着用していれば助かったと推定される死者は11人

※前年は死者39人中、シートベルト非着用者は17人、非着用率43.6%

#### (2) 飲酒運転事故の現状

県では、平成25年6月に「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」を制定し、各種取組を推進しているところです。

同条例に基づく基本計画をふまえ、規範意識の定着のため、警察、交通安全協会、断酒新生会などの関係機関・団体と連携し、県内各地において飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざすキャンペーンやメッセージ運動を展開してきました。また、再発防止の取組として、平成26年4月から、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務通知の取組も開始しました。（受診義務通知542件（平成27年3月末））

しかし、平成26年の飲酒運転事故件数は55件と平成25年より8件減少したものの、死亡事故は9件（対前年比6件増）と、依然として悪質な飲酒運転による事故はなくなるという現状にあります。（「飲酒事故等の推移（図2）」を参照）

## 2 課題

### (1) 交通死亡事故防止対策

交通安全対策全体として、現対策を強化・推進し、さらなる死亡事故防止対策を講じていく必要があります。

- ① 高齢者の死者数は、平成20年以降、毎年、死者数全体の50%以上を占めており、県人口全体の高齢者割合も増加するなか、高齢者一人ひとりにくまなく広報啓発が届くよう、より工夫した事業が必要です。
- ② 歩行中、自転車乗用中の事故防止のため、特に子どもと高齢者に対する交通安全教育を推進する必要があります。
- ③ シートベルトの着用率は、97.1%で、上がりつつありますが、全国平均98.2%より低いいため、着用の徹底に力を入れる必要があります。

### (2) 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶のために、規範意識の定着に向けた教育・啓発を行うとともに、再発防止のため、アルコール依存症に関する受診義務の周知徹底と受診しやすい環境づくりを行う必要があります。

## 3 今後の取組方向

本県の交通事故発生状況等をふまえ、効果的な啓発活動等に取り組むとともに、「第10次三重県交通安全計画」（平成28年度～32年度）の策定に着手します。

### (1) 交通死亡事故の防止

#### ① 高齢者対策

老人クラブなど地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）を、研修カリキュラムなどの見直し・充実を図りながら、育成・活用する（平成27年度250人、各自動車教習所）とともに、三重県交通安全研修センターに新設したシミュレータによる体験や能力診断などによる、自覚や気づきを利用した交通安全シルバーリーダーの育成（平成27年度50人、研修センター）もあわせて行っていきます。

また、三重県交通安全母の会の取組として、「孫からおじいちゃん、おばあちゃんへの交通安全メッセージ」を募集、発表、表彰し、啓発運動に広げていきます。

#### ② 歩行中、自転車乗用中の事故防止

交通安全研修センターにおいて、平成26年度に、歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ、運転・歩行能力診断等の交通安全教育機器を導入し、歩行者・自転車乗用者向けの交通安全教育を充実させました。特に子どもや高齢者を対象に機器を活用した交通安全教育を行い、事故防止を図ります。

また、市町や企業等の職員など交通安全教育を推進する指導者の養成および資質向上を図り、地域や職域で交通安全教育の浸透を図ります。

#### ③ シートベルト着用の徹底

四季の交通安全運動やさまざまな機会をとおり、関係機関・団体と連携して、全ての座席でのシートベルト着用、チャイルドシートの正しい着用徹底を広報啓発します。

また、平成27年1月からは、毎月11日の「交通安全の日」に、新たに「子どもの交通事故防止とシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」を重点項目として設定し、取組を強化しています。

(2) 飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす取組

「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」をふまえ、関係機関・団体と連携して行う教育・啓発については、新たに、企業・団体等の協力をいただき、職域での飲酒運転根絶のためのメッセージの収集・発信に取り組みます。

また、再発防止のためのアルコール依存症の受診義務の取組については、指定医療機関を4月1日から10機関追加する(合計36機関)など、受診しやすい環境を今後も整備するとともに、受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の施策を着実に推進します。

【参考】第9次三重県交通安全計画の目標

- 交通事故死者数を、平成27年までに75人以下にする。
- 交通事故死傷者数を、平成27年までに11,800人以下にする。

表1 交通事故発生状況

区 分	第8次交通安全計画				第9次交通安全計画			
	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
総事故件数(件)	62,774	61,793	60,399	63,005	62,436	63,642	64,706	62,442
人身事故件数(件)	12,790	11,886	11,372	11,275	10,420	10,155	9,804	8,100
うち死亡事故(件)	117	109	109	125	89	93	90	109
死者数(人)	118	110	112	135	95	95	94	112
うち高齢者(人)	55	56	65	71	53	48	49	57
(構成率) %	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%	52.1%	50.9%
負傷者数(人)	16,957	15,608	15,126	14,878	13,813	13,287	12,885	10,717
死傷者数(人)	17,075	15,718	15,238	15,013	13,908	13,382	12,979	10,829
物損事故件数	49,984	49,907	49,027	51,730	52,016	53,487	54,902	54,342
人口10万人当たり 死者数ワースト順位	14	11	10	2	16	10	14	3

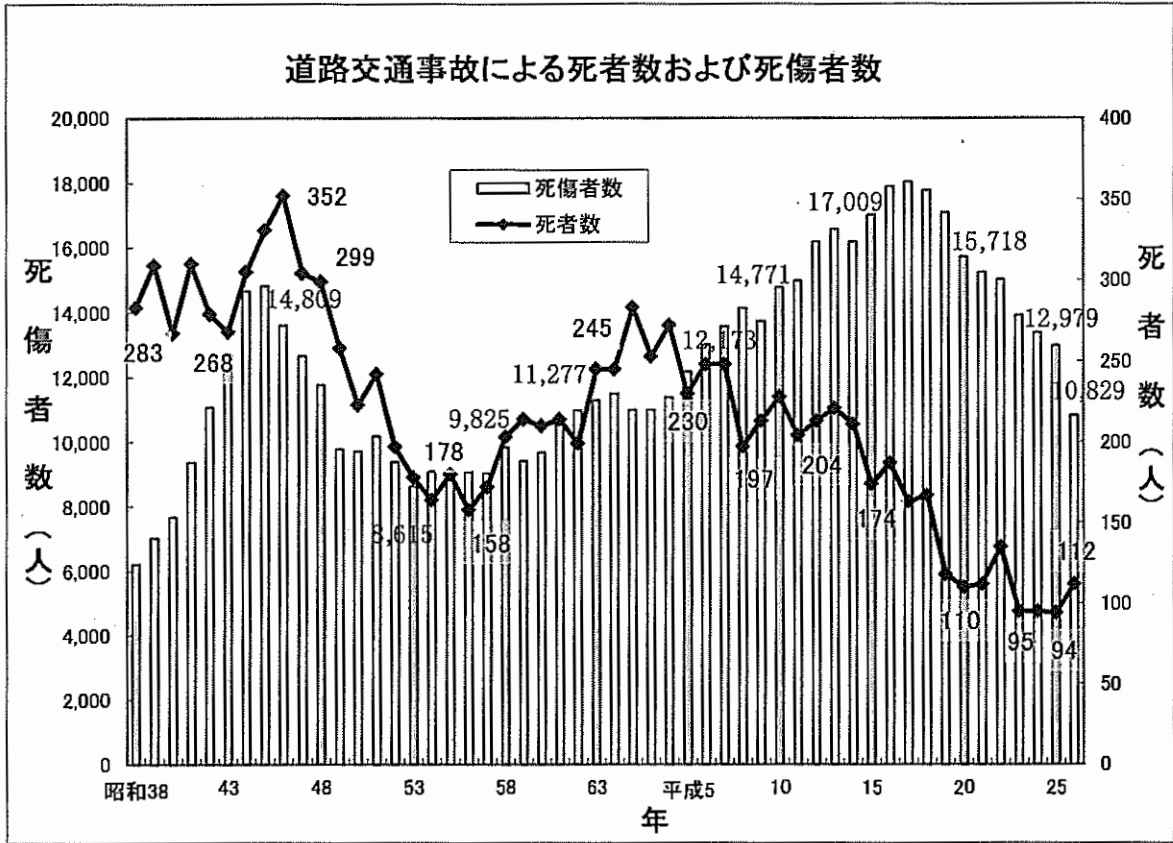


図1 交通事故による死者数および死傷者数の推移

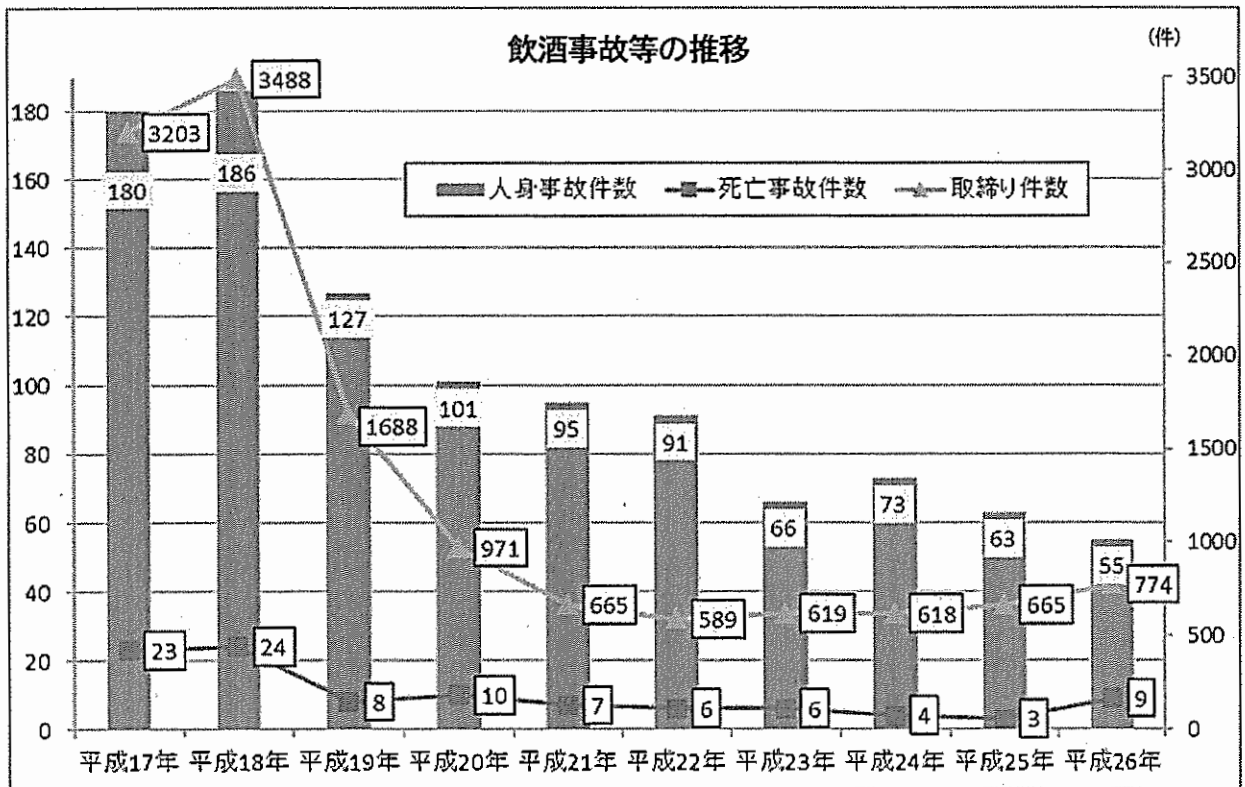


図2 飲酒事故等の推移



## 9 安全で安心なまちづくりの推進について

交通安全・消費生活課

### 1 現状

#### (1) 刑法犯発生（認知）件数の状況

県内の刑法犯発生（認知）件数は、平成14年に戦後最悪を記録した後は、平成20年まで6年連続で減少を続け、平成21年はわずかに増加したものの、平成22年以降、再び減少し、平成26年は平成以後最少を記録しました。

【表1】 刑法犯の認知件数の推移（警察本部調べ） (件)

区分	H14年	～	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
刑法犯総数	47,600		23,425	22,215	21,493	19,726	17,550
増減数			▲2,115	▲1,210	▲722	▲1,767	▲2,176
増減率			▲8.3%	▲5.2%	▲3.3%	▲8.2%	▲11.0%
街頭犯罪等※	12,760		3,824	3,641	3,458	3,359	2,745
増減数			▲796	▲183	▲183	▲99	▲614
増減率			▲17.2%	▲4.8%	▲5.0%	▲2.9%	▲18.3%

※街頭犯罪等

○ 空き巣 ○ 忍込み ○ 自動車盗 ○ ひったくり ○ 車上狙い  
○ 路上強盗 ○ 強姦 ○ 強制わいせつ ○ 略取誘拐

#### (2) 防犯対策の取組

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」を施行し、警察本部や教育委員会等と連携して、各種の広報啓発や人材育成、防犯意識高揚のための講座やフォーラムの開催などの施策を推進しています。

また、県内の自主防犯活動団体数は、平成15年に23団体であったものが、その活動を促進するため、必要な情報の提供や支援を行った結果、平成26年12月末現在、609団体に増加し、各種の防犯活動が地域で実施されています。

【表2】 自主防犯活動団体数（警察本部調べ） (件)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
23	85	194	287	345	485	528	569	574	582	590	609

#### (3) 暴力団排除の取組

「三重県暴力団排除条例」に基づき、警察本部、教育委員会と連携を図り、従来の「警察対暴力団」から「社会対暴力団」という体制を構築し、県民等の安全で平穏な生活の確保に取り組んでいます。

## 2 課題

### (1) 主体的な防犯活動の促進

自主防犯活動団体の構成員は半数近くが60歳以上と高齢化が進展し、自主活動の低下が危惧されることから、今後も引き続き防犯意識の醸成と団体の若返りを図り、地域住民による主体的な防犯活動が県内全域で活発に展開されていくための取組が必要です。

### (2) 防犯カメラ設置の必要性

高齢化する自主防犯団体の活動を補い、犯罪抑止に一定の効果が期待される防犯カメラの設置を促進する必要があります。

### (3) 「三重県暴力団排除条例」の浸透

「三重県暴力団排除条例」は県、市町、県民、事業者等が一体となって暴力団の排除にあたっていくこととしており、本条例の普及、浸透を図り、県民の皆さんや事業者に、暴力団排除の重要性について理解を深めていただくことが必要です。

## 3 今後の取組方向

### (1) 防犯対策の推進と連携

「犯罪のないまちづくりリーダー養成講座」や「安全安心まちづくりフォーラム」の開催等により、自主防犯活動団体の拡充及び充実を図ります。また、自主防犯活動についての先進的な事例を紹介するなど情報提供を行い、地域における防犯意識の醸成を図り、地域住民の主体的な防犯活動を促進します。これらの取組については、関係部局が連携し総合的に推進していくとともに、県民、市町、事業者、関係団体等の意見を聞きながら進めていきます。

### (2) 防犯カメラ設置の促進

防犯カメラの設置は、構成員が高齢化している自主防犯活動団体の活動を補うとともに、犯罪抑止に一定の効果が期待されるものですが、その一方で、個人情報である映像の取扱い等、設置に不安を感じる人もいます。

このことから、「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）」を平成27年中を目途に策定し、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図る方法を示すことで、防犯カメラの設置を促進します。

### (3) 「三重県暴力団排除条例」の周知と取組の推進

暴力団排除の気運を高めるため、警察本部、教育委員会と連携し、効果的、効率的な広報啓発を実施するなど、暴力団排除に関する施策を一体となって推進していきます。また、県が設置する公の施設における暴力団の利用の制限を行うため、警察本部等との連絡調整を行います。

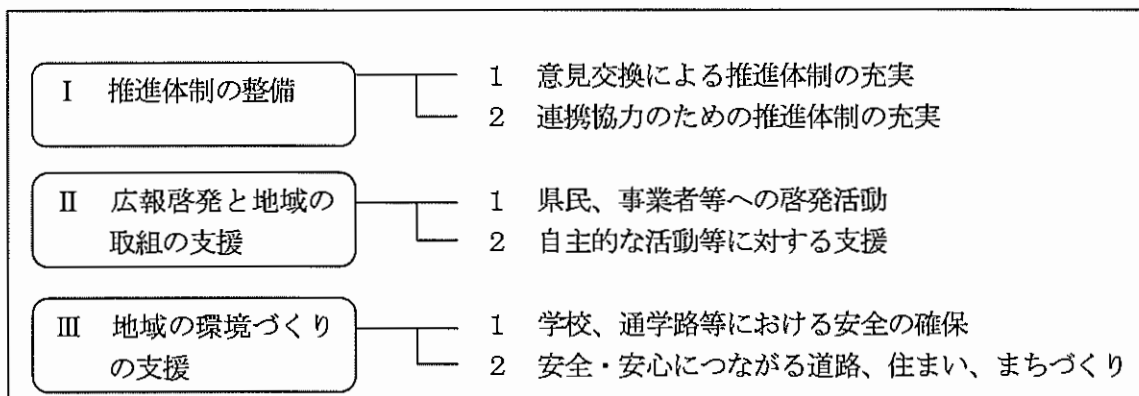


図 安全安心のまちづくり 事業体系

## 10 消費生活の安全の確保について

交通安全・消費生活課

### 1 現状

#### (1) 国の状況

国においては、消費者問題に関する基本的な政策の企画・立案や法執行等を行う消費者庁、重要事故の調査審議等を行う消費者委員会、全国の消費生活センター等への相談支援、研修、商品テスト等を行う独立行政法人国民生活センターが中心となって消費者行政の推進の取組が進められてきました。また、地方消費者行政活性化交付金により、地方における相談体制の充実や消費者啓発等の取組を支援してきました。

#### (2) 県の状況

県においても、国の交付金を財源とする三重県消費者行政活性化基金を活用し、市町等と連携して消費生活相談体制の充実や消費者啓発・消費者教育に取り組んできました。

市町における消費相談窓口については、現在全市町に設けられており、うち12市5町で消費生活相談員が配置されています。市町相談窓口の利用も徐々に増えてきています。

県の相談件数については、長期的に減少傾向の中、平成25年度は健康食品の送り付け商法が多くみられやや増加しましたが、平成26年度はそれが沈静化したことから再び減少しました。また、相談内容としては、悪質サイトの架空請求等のデジタルコンテンツに関する相談が最も多く、相談者の年代に関係なく増加しました（別紙1）。

### 2 課題

#### (1) 消費者啓発・消費者教育の充実

商取引の複雑化、多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生するとともに、悪質商法の手口もますます巧妙化しており、引き続き、啓発チラシや県消費生活センターのホームページで幅広く県民に注意を呼びかけ啓発するとともに、出前講座等による学びの機会を提供し、消費者被害の未然防止に取り組むことが必要です。

また、高齢者の被害を防止するために、身近なところでの啓発の充実や見守り体制の整備に取り組むことが必要です。

さらに、昨年度策定した「三重県消費者施策基本指針」の中で示した「三重県消費者教育推進計画」を基本とする各施策に、具体的に取り組むことが必要です（別紙2）。

#### (2) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

現在12市5町で消費生活相談員による相談対応が行われていますが、相談員による相談日が月に1回という市町もあることから、県民の皆さんが一番身近な市町で安心して相談できるよう、相談日の拡充や相談員の配置など相談体制の充実・強化について引き続き働きかけていくことが必要です。

### (3) 事業者指導の取組

悪質な商取引による被害が依然として発生し、広域的に活動する事業者も多いことから、引き続き国や他都道府県および警察など関係機関との連携を強化し、事業者指導に取り組んでいく必要があります。

また、平成26年度も食材の不適切表示が発生したことから、景品表示法改正の趣旨をふまえながら、引き続き事業者に対する啓発や指導等に取り組んでいく必要があります（別紙3）。

## 3 今後の取組方向

### (1) 消費者啓発・消費者教育の充実

消費者、事業者、行政等が連携する「みえ・くらしのネットワーク」の参加拡大と活性化により、幅広く啓発活動を行うことで、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。

また、特に高齢者の被害防止のため、地域包括支援センターや老人会等に働きかけ、消費者啓発地域リーダーの養成講座やフォローアップ研修を実施し、地域における自主的な啓発活動を促します。

さらに、「三重県消費者教育推進計画」に基づく具体的な取組として、青少年消費者講座を実施するほか、教育委員会と連携して学校現場での啓発に取り組むなどしていきます。

### (2) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

三重県消費者行政活性化基金を活用し、地方消費者行政強化作戦（市町相談員の配置や研修参加、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置）に取り組むよう働きかけていきます。加えて、新たな地方消費者行政推進交付金を活用して、相談体制の整備を中心とした消費者行政の充実を促進します（別紙4）。

また、相談体制が十分でない市町を市町ホットライン（相談支援直通電話）により支援するとともに、単独での相談員の配置が難しい市町に対して、広域連携による相談体制の構築について助言や調整等を行っていきます。

### (3) 事業者指導の取組

改正された景品表示法や、特定商取引法等に基づき、的確に事業者指導を行っていきます。

また、国や東海4県（愛知・岐阜・静岡・三重）で構成する「東海悪質事業者対策会議」「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて情報共有を図るなど、近隣県との連携を強化し、合同で行政処分や指導を実施するなど、効果的な事業者指導を進めていきます。

## 1 市町の相談員配置状況（平成27年4月1日現在）

市町名	開設年月	相談員数	相談時間等	
津市 ※	H19.1	6名 (1日3名)	週5	平日 9:00~12:00 13:00~16:00
四日市市 ※	S47.6	3名	週5	平日 9:00~12:00 13:00~16:00
伊勢市 ※	H22.10	3名	週5	平日 9:00~12:00 13:00~16:00
松阪市	H23.9	2名	週4	月・水~金曜日 9:00~16:00
桑名市	H19.6	4名 (1日2名)	週5	月~金曜日 10:00~15:00
鈴鹿・亀山 広域連合 ※	H18.4	3名	週5	平日 9:00~16:00
名張市	H23.4	1名	週5	平日 8:30~17:15
鳥羽市	H20.4	2名 (1日1名)	週3	月・水・金曜日 9:00~16:00
いなべ市	H21.10	1名(職員)	週5	平日 8:30~17:15
志摩市	H22.2	1名	週1	水曜日 8:30~17:15
伊賀市	H23.4	1名	週3	月・水・金曜日 9:00~16:00
東員町	H23.6	1名	月2	第2・4月曜日 9:00~12:00
明和町	H22.10	1名	月1	第2火曜日 10:00~12:00 13:00~15:00
大台町	H25.1	1名	月1	第2木曜日 10:00~12:00 13:00~15:00 ※一部例外あり
玉城町	H23.7	1名	週1	月曜日 9:00~16:00
南伊勢町	H22.4	1名	月1	第3水曜日 10:00~12:00 (南島庁舎) 14:00~16:00 (南勢庁舎)

注：※印の市は、消費生活センターを設置して相談員を配置。

参考：市町受理相談件数：24年度 6,072件、25年度 6,806件、26年度 7,136件

## 2 三重県消費生活センターにおける相談件数 (件)

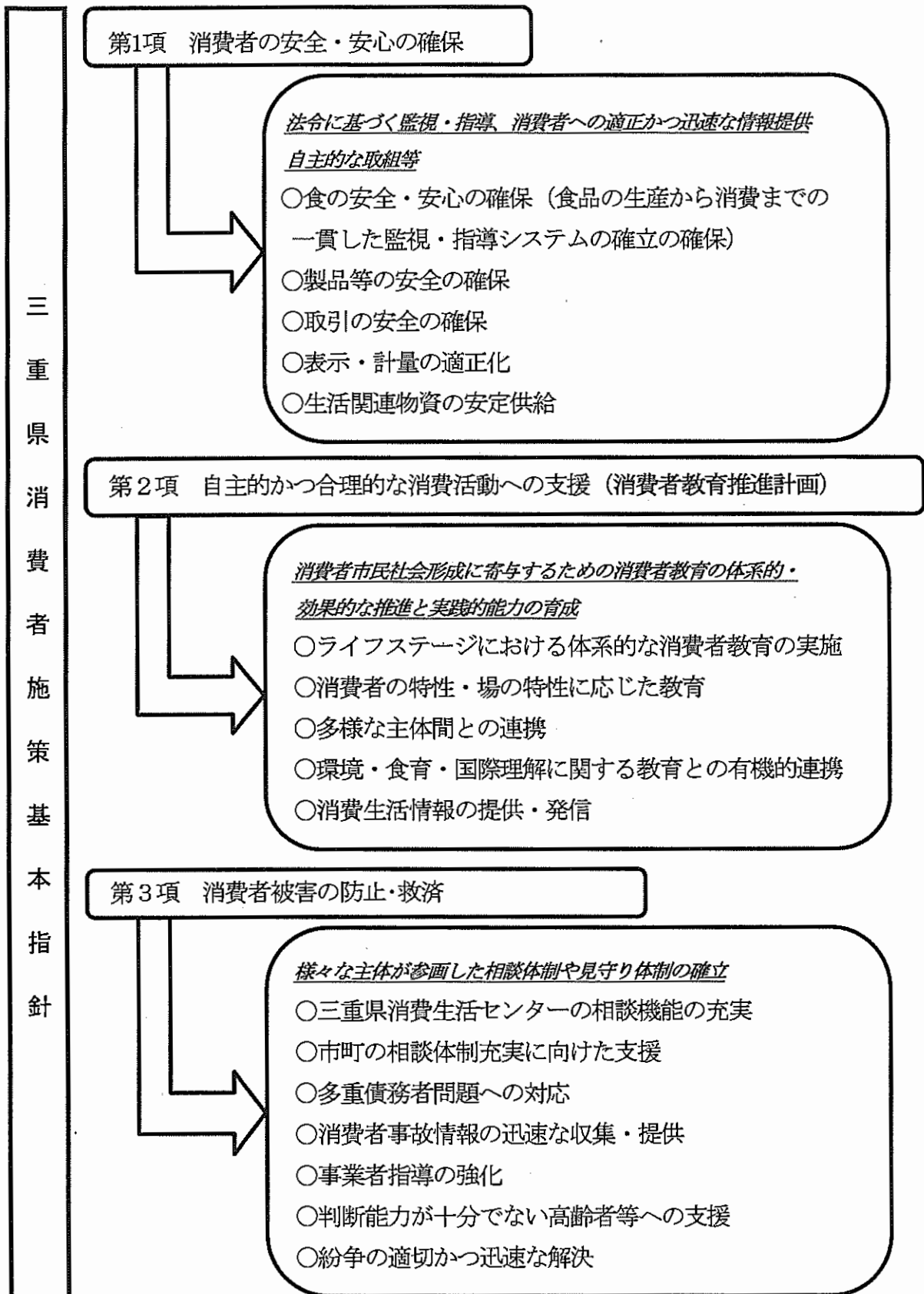
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
受付件数	6,734	6,179	5,218	4,313	4,330	4,056
対前年増減	191	▲555	▲961	▲905	17	▲274
増減率	2.9%	▲8.2%	▲15.5%	▲17.3%	0.4%	▲6.3%
うち苦情件数	6,175	5,739	4,847	4,023	4,095	3,861
60歳以上の相談	1,438	1,430	1,274	1,175	1,358	1,190
全体に占める割合	23.3%	24.9%	26.3%	29.2%	33.2%	30.8%

注：60歳以上の相談件数および割合は、苦情件数にかかる数値。

[平成26年度相談件数上位3位]

1位	デジタルコンテンツ（出会い系サイト使用料金等の不当・架空請求）	895件
2位	商品一般（はがきによる架空請求、商品を特定できない相談）	182件
3位	工事・建築（新築後の不具合や屋根工事、外壁塗装工事の訪問販売）	161件

3 「三重県消費者施策基本指針」の体系(具体的展開)



## 4 事業者指導の実績

## (1) 特定商取引法に基づく行政処分・行政指導

年度	行政処分		文書指導		呼出指導	
20	1件	(業務停止3ヶ月) みそ販売				
21					1件	住宅リフォーム
22	1件	(業務停止12ヶ月) 住宅リフォーム			3件	住宅リフォーム、新聞販売、印鑑
23	1件	(業務停止3ヶ月) 結婚相手紹介			4件	住宅リフォーム2、新聞販売2☆
24	1件	(業務停止12ヶ月) みそ販売※	3件	みそ販売※	3件	住宅リフォーム、新聞販売2☆
25					2件	新聞販売☆、浄水器販売業者
26					3件	住宅リフォーム、学習教材、結婚相手紹介

※ 4県合同 (三重県・静岡県・愛知県・岐阜県)

☆ 3県1市合同 (三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市)

## (2) 三重県消費生活条例に基づく行政指導

年度	勸告	文書指導	呼出指導	
24			1件	新聞販売
25				
26			1件	通信事業

## (3) 景品表示法に基づく行政指導等

年度	文書注意	口頭注意	団体への要望	
25	6事業者	1事業者	メーカー団体1、小売関係団体5 ※	家庭用冷凍食品
26		7事業者		

※11都県合同調査による改善要請：三重県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県



## 5 三重県消費者行政活性化基金

(地方消費者行政活性化交付金から地方消費者行政推進交付金への移行)

## (1) 概 要

三重県消費者行政活性化基金は、地方消費者行政活性化交付金により平成20年度末に造成開始したもので、県・市町は、基金を活用して、消費者行政の活性化に向けたさまざまな事業（市町相談体制の充実・強化学業や消費者教育・啓発の推進事業等）を展開してきました。

しかし、平成26年度末に消費者庁が制度改正を行い、これまで基金により実施していた事業は、新しく設けられた単年度の交付金である地方消費者行政推進交付金により実施することとされ、三重県消費者行政活性化基金の残額は、平成29年度までの間で、地方消費者行政強化作戦にのみ活用できるものとされました。

## (2) 平成27年度交付金活用予定額 62,831千円（消費生活センター分）

## (参考)

「地方消費者行政強化作戦」〔平成27年3月 消費者庁〕

## [趣旨]

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備。

- ・ 地方消費者行政のための交付金を通じ、地方における計画的・安定的な取組を支援
- ・ 地方の自主性・独自性を確保しつつ、交付金を通じた当面の政策目標を設定

[当面の政策目標]（都道府県ごとに以下の目標の達成をめざし、取組を支援）

## &lt;政策目標1&gt; 相談体制の空白地域の解消

- 1-1 相談窓口未設置の自治体（市町村）を解消

## &lt;政策目標2&gt; 相談体制の質の向上

- 2-1 消費生活センターの設立促進

（人口5万人以上の全市町及び人口5万人未満の市町村の50%以上）

## 【消費生活相談員】

- 2-2 管内自治体（市区町村）の50%以上に配置
- 2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2-4 研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

## &lt;政策目標3&gt; 適格消費者団体の空白地域の解消

- 3-1 適格消費者団体<sup>\*</sup>が存在しない3ブロック（東北、北陸、四国）における適格消費者団体の設立支援  
※消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えているとして、内閣総理大臣が認定した消費者団体。

## &lt;政策目標4&gt; 消費者教育の推進

- 4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置（全都道府県・政令市）

## &lt;政策目標5&gt; 「見守りネットワーク」の構築

- 5-1 消費者安全確保地域協議会の設置（人口5万人以上の全市町）